

第6期障害者支援計画(案)に対する県民からの意見・提案

<対応区分>
 A: 意見を反映し、案を修正するもの
 B: 既に案で対応済みのもの
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
 D: 意見を反映できなかったもの
 E: その他

※頁及び施策番号は県民コメント時の計画(案)からR3.3現在の計画へ修正しています。

1 「第1章 総論」

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|---|------|---|------|--|---------------|
| 1 | 1 | 2 | | <p>(4)計画の基本理念について 「本計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目標とします。」とある。 育ちの時点で障害を抱えていれば、それは生きる上ではじめからハンディキャップがあるということだ。ハンデがあるのに、共生するのは難しい。 学び・働きについては、高度経済成長期に行われた詰め込み教育を受け、社会の歯車となるべく頑張ってきた。そういう人々の中で障害を負った人が、障害者就労をすることで再び社会の歯車となろうとする。しかし、完全なる社会参加は程遠く、軽作業や事務補助など、ステップアップの望めない社会参加となっている。障害者にとって、この現実とはとても重く重い。なぜ、資本主義社会なのに、資本そのものを学ばないで済むのだろうか。そもそも、詰め込み教育は、一部の資本家が継続的に従順な労働力を得るための手段に過ぎず、本当に国民一人一人を幸福にするための教育とは言い難い。私は現代社会のルールから外れてしまった障害者にこそ、経済的に豊かになるための教育が必要だと思う。投資や運用といった、いわゆる義務教育では教えてくれないことを、教えて欲しい。障害者の経済的問題を制度や年金や手帳だけで解決するのは困難だと思う。 生活に不自由な面を抱えているから障害者となったのに、社会の偏見や差別は一向になくならず、社会的弱者として生活せざるを得ない場合が多い。私たちの意見はマイノリティの意見として、踏みつぶされてしまうことが多い。行政をお願いして、「予算がないからできない。」という回答を頂くことが多いが、これがマジョリティからのお願いだと反応が違う。 活動したくても、できない障害者が多い。生きていだけでも良いはず。「あなたはあなたで良いのだ。」と認められずに、やみくもに活動するよう言われても困る。 「共生社会」の実現ということだが、自助・互助・共助・公助。県が示すべきは、公助ではないのか。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 2 | 40 | 2 | | <p>障害者の定義に対して 障害者と難病患者では本質的に先天性と後天性の違いもあり一緒に扱うのは無理がある。 障害者及び「難病患者」と文言を計画の中に確実に入れてください。難病患者も日常生活に制限を受け、社会障壁に対応しています。「難病患者」と文言を入れないと見落とされる存在です。</p> | D | 難病患者については、P2「身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記します。」の中に明記しております。 | |
| 3 | 231 | 3 | | <p>2(5)イ 「障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など」とありますが、この並べ方だと「住まいの場」＝グループホームなど福祉サービスの場と限定的になってしまいます。しかし、障害者の地域生活の際の住まい方としては福祉サービスの場だけではなく、親が亡くなった後もそのまま住まい続ける場合や、民間のアパート、シェアハウスなど様々な形があります。 <修正案> 「障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、さまざまな住まい方への支援、日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など」</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 4 | 271 | 3 | | <p>イ 自立した地域生活の実現 <意見> ・自立した地域生活の実現に「ほかの人々と共に暮らし、自立した生活」を加えてください。 <修正案> 障害者がほかの人々と同じように地域の中で暮らしたり、自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、…中略…いろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択することができたり、悩んだり迷ったりすることを、一緒に考えながら、地域生活を送れるような支援体制の構築を目指します。 <理由> 案では、分け隔てられた中での「自立」の自立のイメージが強く感じられます。また、一定の能力や主体性がある人だけがサービスに取り囲まれて生活するようなイメージになっています。実際に地域では、さまざまな障害を持つ人が、暮らしています。障害の種別や程度や有無に限らず、だれもが地域の中で暮らしていく社会の構築の実現としてほしいです。</p> | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|---|-----|---|--|---|--|---|
| 5 | 272 | 3 | ウ 社会のバリアフリー化の推進 ＜意見＞ ・4行目の「建物、交通、情報、制度、意識などハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を促進します。」のなかに、「こちらのバリアフリー」という文言を入れてください。 ＜修正案→下線部分の追加＞ 県民の誰もがその能力を最大限に発揮しながらいきいきと生活できるよう、建物、交通、情報、制度、意識などハード、ソフトの両面と制度や慣例などのこちらのバリアフリーを含めた、社会のバリアフリー化を推進します。 ＜理由＞ バリアフリー法の改正（新設）の基本理念をしっかりとおさえるべきです。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 建物や設備などハード面の障壁（バリア）だけでなく、制度や慣例、意識などの心のバリアを取り除くことも含めて、ハード、ソフト両面にわたる（以下略） |
| 6 | 281 | 3 | ・基本的視点として、障害（難病）児者も、自立した地域生活を送るためには、制度が十分に周知され、また県および市町村の福祉・教育・医療・就労に関わる各機関の横の連携が図られることが重要です。そのためにも、当事者を参画させた協議会の充実が必須と考えます。 | C | 県障害者施策推進協議会ほかの協議会等では一定の当事者が委員として参画しておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。 | |
| 7 | 126 | 4 | 2(5)カ「このSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。」 ＜修正案＞ このSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、平成21年以来取り組まれてきた障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革につながるものです。 ＜修正理由＞ 「社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩み」では意味をなさない。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 8 | 127 | 4 | 2(5)カ「社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。たとえばSDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を推進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものと言えます。」 ＜修正案＞ 社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかを部分的には体現していますが、「誰一人取り残さない」ためにさらに取り組みが必要です。たとえば、「ALS囁殺事件」や「津久井やまゆり園事件」の犠牲となった重度の障害者や意思表明が困難な人が地域で他の人々と共に生きられる支援等が問われています。 ＜修正理由＞ SDGsは現状の活動を単に17のゴールに当てはめるのではなく、2030年までに何を達成するか、そのために今何をするかを逆算することが大切である。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 9 | 2 | 5 | ウ 障害保健福祉圏域の設定について 「市町村」を中心に推進していくことが基本」なのに、地域の経済的バランスに配慮し、「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。」と読める。県から市町村に予算が下りていた時代を継承すべきではなかったか。国の予算を出し渋った結果が「地域包括ケアシステム」であり、県の予算を出し渋った結果が「障害保健福祉圏域」だと思う。広域的にすることによる、弊害を認めるべき。果たして、広域的な行政単位で、市町村ごとのような細やかな決定がなされるであろうか。答えは「否」である。国策に従えば良いという県政ではなく、埼玉県独自の考えというものもあって良いと思う。「包括」と言えば、聞こえは良いが、単なる予算や役割の「包括」では困る。特に、個別の対応が必要な障害者のケアに至っては、きめ細やかな対応ができる、市町村での対応が望ましい。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |

2 「第2章 障害者の現状と制度改革」

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|----|------|---|------|---|--|
| 10 | 198 | 8 | | 手帳の所持者数 本計画にも精神保健福祉手帳の取得を進めるとの文言がありますが、*2の人数を見ても分かるように、精神障害者の必要とする支援が、他障害と比べ少ないことが主要な原因の1つです。障害種別による格差の是正を行ってください。 | C | 頂いた御意見の趣旨を踏まえて施策を進めてまいります。 | |
| 11 | 213 | 8 | | (2)発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者数 「発達障害者数(15歳未満)60000人」として「国の調査を基に推計」とされていますが、国の調査とは何を指しているのか、その根拠がありません。記載してください。 また、発達障害者は子どもだけでなく大人の方もおられます。これでは15歳以上の発達障害者を把握できていないこととなりますが、どのようにお考えなのでしょうか | A | 御意見を踏まえ、記載します。なお、15歳以上の発達障害者数については算出するための公的なデータはなく、人数の把握が困難なため、掲載できないことを御理解ください。 | 文部科学省による「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年2月) |
| 12 | 334 | 8 | | 「(2)発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者数」 ＜意見＞ 高次脳機能障害者数として、国の調査を基に推計数19,000人が記されていますが、市町村が毎年、県や国に報告している「福祉行政報告例」第21の3 市町村における相談支援」の高次脳機能障害児、高次脳機能障害者の相談人数を使って、推計数ではなく、実数で、高次脳機能障害の実態を示してください。 ＜理由＞ 平成20年度から令和元年度までの各市町村の高次脳機能障害児者の相談人数を、県から教えていただきました。例えば、蓮田市や幸手市のように、平成20年度から令和元年度までの12年間、相談人数が0人という自治体もございます。国の統計ポータルサイトにも公表されるデータで、高次脳機能障害児者の実態を記してください。 | D | 福祉行政報告例において算出されている数値は、各市町村において「相談支援を利用している障害者等の人数」になります。ここでは、本県における高次脳機能障害者の全体数を示すための数値として、国実施の調査をもとに全体数を概数で記すこととしています。 | |
| 13 | 29 | 11 | | 「小・中学校における特別支援学級の設置率」について 元年度実績が85%で二年度が80%では後退ではないか。 | B | 御指摘のあった【2年度】80.0%は第5期障害者支援計画策定時の目標の数値であり、元年度の85.0%は実績の数値です。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|----------|--|---|---|--|
| 14 | 360 | 11 | IV 共に育ち共に学ぶ教育を充実する 小中学校における特別支援学級の設置率 28年度75.3%、2年度80%の数値目標を設定しているのはなぜか。学級を設置が先ではない。学級を設置すれば分けられる子どもが出てくる。目標値など不要である。 | B | 御指摘いただいた数値目標は第5期障害者支援計画策定時の目標の数値です。 | |
| 15 | 51 | 12 13 | OP.12④、P.13 地域移行については、「相談支援」の中の「地域移行支援」が第5期の計画で利用が伸び悩んでいることからのわかるように、地域移行を希望する人はそれほど多くはおらず、また、地域移行自体が当事者にとっては簡単なことではないということだと思います。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 16 | 250 | 14 | 地域生活支援事業の利用状況 県の御努力もあり、3年前より重度訪問介護利用者で支援区分6の入院者に限定ですが、介助人が派遣できることとなりました。その後も利用拡大に向けて、国へ要望していただいていることに敬意を表します。必要とする障害者すべてに適応されるにはまだまだ時間がかかるかと思われます。 そこで、少しでもカバーするため各市町村レベルにおいて、地域生活支援事業を活用することが考えられます。全国各地、県内でも先行して実施しているところもあります。機会を設けて、県からもぜひ各市町村に対し、助言・アドバイスを行っていただきたい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 17 | 74 | 22 | 4 障害者の現状と問題点 (2)障害者の地域生活の充実と社会参加について ア 地域生活の支援について 地域生活を「地域移行」も含めて相談支援が極めて重要な役割としていますが、国は地域生活においては「地域生活支援拠点の整備」を重要な課題とし、相談支援とともに、短期入所やグループホームの整備を優先するとしています。 ・まず「地域生活支援拠点を重点的に構築していく」とすべきではないでしょうか。 ・その中で大切になる短期入所は、数値目標の達成だけでなく、社会資源になっているかの検証が必要です。特に緊急時の受入れ(空床の確保と対応職員の確保)は重要な検討課題だと思います。 ・特に福祉圏域での地域生活支援拠点の整備は、県が主導ですすめて下さい。 | B | 御意見を踏まえ計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 18 | 232 | 22 | 4(1)ア 「しかし、障害や障害者に対する県民の理解が十分に進んでいるとはまだまだ言えず」とあります。障害や障害者に対する理解は小さいころから分け隔てられることなく共に育ちあうことにより育まれるものです。 <修正案> 「しかし、小さいころから分け隔てられなく共に育ちあう機会が少ないこともあり、障害や障害者に対する県民の理解が十分に進んでいるとはまだまだ言えず…(中略)…こうした現状を踏まえ、引き続き様々な普及活動を行うと共に、小さいころから分け隔てられることなく共に育ちあう取り組みを行っていく必要があります。」 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 19 | 128 | 22 | 4(1)イ 「このため、特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流や「障害体験型」の福祉教育とともに、障害当事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。」 <修正案> このため、基本的には障害のある子どもとない子どもが共に学び育ちあうことが必要なことは言うまでもありませんが、特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流や「障害体験型」の福祉教育とともに、障害当事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。 <修正理由> 「子どもたちが障害者と身近に接する機会がない」ことが当然とみなされるような書き方は改めるべき。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 20 | 207 | 22 | 4(1)イ 福祉教育の前半部分「障害者と身近に接する機会のない子どもたちが……差別や偏見に結びついてしまう可能性があります」を受けると、「障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ育ち合うことを基本とし」の文を「このため、特別支援学校(支援籍)……」このための後に入れるべきではないか。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | このため、障害のある子どもとない子どもが共に学び合えるよう特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流を進めるとともに、「障害体験型」の福祉教育に加えて、障害当事者を(以下略) |
| 21 | 214 | 22 | 4(1)イ 「障害者と身近に接する機会のない子どもたちが、その多様性や意思尊重について学ぶ機会が保障されないことによって、障害や障害者に対する差別や偏見に結びついてしまう可能性があります。このため、特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流や「障害体験型」の福祉教育とともに、障害当事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。」 とありますが、これに関しても教員(一番身近な大人)の「多様な参加の仕方＝合理的配慮への正しい理解」が伴わないと、障害のある子ども達がただの教材扱いをされかねないと思いますし、この文言はそう読み取れます。「私の子どもは見世物ではありません」と言っている保護者もいます。 支援籍や交流学习を福祉教育の為と思うのであれば、教員の皆さん(管理職含む)に「合理的配慮について」正しく学ぶ機会を作ってください。 * 通常級の担任に特別支援学級や通級指導教室の教員が遠慮するという事態が起こっているのは、通常級の教職員の合理的配慮への理解がない為に起こっていることだと思います。 | B | 教職員を対象とした研修では、発達障害やインクルーシブ教育システムをテーマにした講義や、特別支援教育における教育活動の参観や障害のある児童生徒への指導の実践等とおして、連続性のある「多様な学びの場」や「合理的配慮」等について知識や理解を深める研修を学校研修に位置付けています。 | |
| 22 | 233 | 22 | 4(1)イ 「障害者と身近に接する機会のない子どもたち」とありますが、その理由の分析とそれに基づいた施策の方向性が必要だと思います。 <修正案> 「重い障害のある子どもも含め、普通学級で障害のある子どもと無い子どもが共に育ち学ぶ機会が少ないなど、障害者と身近に接する機会のない子どもたちが、…(中略)…このため、小さいころから分け隔てられることなく共に育ち学べるよう取り組むとともに、特別支援学校(支援籍)…」 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 23 | 251 | 22 | 4(1)イ 福祉教育の支援 今回、福祉教育の一環として障害当事者による講演「ヒューマンライブラリー」構想が加わったことは評価しています。近隣においても社協との連携により、当事者が小学校に出席、講演活動を行っており、双方にとって貴重な体験となっています。また、特別支援学校・学級においても、実際に自立生活をしていたり様々な分野で活動している先輩達の話や聴く場を設けるなども大切かと思いますが、これは「社会参加の支援」に入るのかもしれない。 | C | 施策を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|-------|--|---|---------------------------------|---|
| 24 | 273 | 22 | イ 福祉教育の支援について <意見 文章を二つに分けて、現状とこれからやろうとしていることをかき分ける> ・4行目から6行目の文章が長くて意味がよく分かりません。以下のように変更したらいかがでしょうか。 <修正案→文章を二つにし、加筆修正> 現在、障害者と身近に接する機会のない子供たちは、その多様性や意思尊重について学ぶ機会が保証されていないことによつて、障害や障害者に対する差別や偏見に結びついてしまう可能性があります。 しかし、実際に、通常学級で生活している障害のある子供たちを含めた共生・教育は、現在も、日々の付き合いの中で行われています。 特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流や「障害体験型」の福祉教育のみならず、障害当事者を講師とし、障害のある人もない人も同じ地域で暮らしているということに対して、共感することができる内容についても積極的に導入していく必要があります。 <理由> 通常学級に障害児がいるということは、日々付き合いわかりあう実践があるので、そこに福祉教育という概念だけを教えるのは、おかしな話だと思います。けれど、大人になったときに、障害のある人が社会でどのように過ごしているかを知ることは、とても大事な教育だと思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 25 | 319 | 22 | 4(1)イ 福祉教育の支援について 4行目「このため、」の後に以下の文章を挿入 通常学級でのインクルーシブ教育を推進するとともに <<理由>> 通常学級において分け隔てられることなく共に学ぶことこそが生きた教育であり差別解消に結びつくのではないのでしょうか。 | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 26 | 350 | 22 | 4(1)イ 福祉教育の支援について 「障害者と身近に接する機会のない子どもたちがその多様性や意思尊重について～あります。」の部分 可能性がありますではなく、「差別や偏見に結びついています」に訂正する。 <理由> いまだ障害者に対する偏見差別が解消されるどころか障害者差別解消法制定時より酷すぎるため。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 27 | 303 | 22 | 4(1)ウ 「責任者層」→「責任ある立場の人たち」後段で、管理者の虐待への研修が書かれているので、「管理者の立場にある人たちがわかりやすいのではないか。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 設置者など管理する立場にある者 |
| 28 | 69 | 22～23 | 4、障害者の現状と問題点 (2)障害者の地域生活の充実と社会参加について 「ア、地域生活の支援について」と「ウ、住まいの場の確保について」の項に「現状」が記述されていると理解する。 そうであるなら、障害を持っている方の地域生活の現実が見えない。現状をどう把握し、課題は何かを明らかにすることで、どんな施策が必要なのかを検討されるべきである。その過程が見えない。現状を箇条書にするなら ①家族での生活:高齢の親が障害を持った子どもを抱えて生活をおこなっている「80・50」問題。親が病気、死去した場合の子どもの生活の場の確保。また「共依存」にもなっており、子どもの生活の自立が十分ではない。 ②(生活)施設待機者が1600人、県内に存在している。どうしてなのか?障害の重い人が支援をうけるところが、入所(生活)施設でしかないという現実—地域生活(GH、地域での支援)の不安。「入所施設から地域移行」と言っても、現実的に入所施設は生涯施設になっている現実。 ③独り暮らしの方の支援:家事支援の事業所が支援をおこなっているが、ヘルパーの人材不足や、支援してほしい時間帯にはいれない現状。 ④GHが数は増えているが、営利目的とした団体が設置「職員の人材不足、サービスの質の低下」P23と記述されている。「職員募集の中では未経験者可」また、建売の住宅で他人が4～5人暮らし住居環境でのGHが増えている現状。 ⑤「独り暮らし」を支える福祉サービス、人材、などがあげられる。 地域で暮らすために、福祉環境だけでなく、医療環境、緊急時の体制など、その中で入所(生活)施設の役割(生涯施設ではなく、地域移行をおこなうための役割、地域の拠点の役割など)も含めて、どのように資源、環境、ネットワークを整えていくのかを検討して、施策に反映することが必要と思われる。⇒(仮称)「地域生活の場を検討する会」を設置すべき。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 29 | 304 | 23 | 4(2)ア 「異なる障害における相談員間の連携」→意味がよくつかめない。「障害福祉と生活保護、介護保険など一人の人に複数の異なる相談員間の連携」ととるべきか。その連携の必要性は、施設を運営しているので感じる。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 行政と民間、各種相談窓口、一人の障害者に関わる相談員間の連携 |
| 30 | 305 | 23 | 4(2)イ 「重度の障害を持つ方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方」→「重度の障害を持つ方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、ひきこもりの方」事業所への相談に、新規利用者が増加している。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 重度の障害を持つ方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、引きこもりの方 |
| 31 | 30 | 23 | (2)ウ 入所施設も住まいの場の一つとして触れてほしい。 待機者数に触れてほしい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 32 | 114 | 23 | 4(2)ウ 住まいの場の確保について ・入所施設の待機者が1600人を超えている状況は深刻であり、この認識を明記していただきたい。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 33 | 234 | 23 | 4(2)ウ 障害者が地域生活する上でグループホームがクローズアップされている現状がありますが、それだけに限定されてしまうのは問題があります。 <修正案> 「ウ 多様な住まい方への支援」の最後に追加。「さらに、グループホーム以外の様々な住まい方が可能となるような支援体制の整備も必要です。」 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|-------|---|---|---|--|
| 34 | 275 | 23 | <p>ウ 住まいの場の確保について <意見> ・住まいの場とは、家やたてもを含めた住宅の問題であって、グループホームだけの問題ではありません。公営住宅や民間住宅にも触れる必要があります。 <修正案→修正加筆と削除> ・障害者が希望する場で生活できることが大切であり、持ち家で住み続ける場合もありますが、地域生活をするには、公営住宅や民間住宅などの確保が重要になってきます。また、グループホームも考えられます。 障害者用住宅は数が少なく、公営住宅や民間住宅については、賃借の問題や障害に合わせて改造が必要になるときもあり、持ち家も含め、住宅の改造は大きな課題です。グループホームについては、ほかの法律との関連で、重度の障害を持つ人が暮らしやすい小さなグループホームを設置するための限界があり、県内での地域的な偏在などの問題も顕在化しています。 このため、賃借・改造を含めた住宅施策を進めるとともに、都市部でのグループホームの整備が必要となっています。 <理由> グループホームの入居者や職員の内容については、住宅の問題よりも、制度との関連になると思います。住まいの確保というならば、グループホームを設立してからの問題です。まずは住宅・住まいの確保が大事だと思うので、そこが中心になるべきです。</p> | B | ・50ページ(第5章)の施策番号102で「障害者などの居住の安定を図るため、県営住宅の供給を推進」とあります。 | |
| 35 | 306 | 23 | <p>4(2)ウ 「サービスの質の低下の問題」→「職員の高齢化や障害理解の不十分さからのサービスの質の低下の問題」サービスの低下に若干説明があるといい。</p> | E | | |
| 36 | 215 | 23 | <p>4(2)エ 現状として、発達障害児者もコミュニケーションの困難を抱えています、そのことが含まれておりません。 発達障害児者に対しては、言葉だけでなく、目で見てわかるものを一緒に提示するなどの配慮が必要です。 これらの内容について追加をご検討ください。</p> | E | 原案の一段落目に、「障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保が必要です。」とあり、発達障害者についても包含しています。 | |
| 37 | 351 | 23 | <p>4(2)エ コミュニケーション手段の確保について 「情報入手や発信は全ての人にとって基本的な権利の一つで情報のバリアフリー化は不可欠である。」と記載されているが、その通りであり、それは聴覚障害者だけではない。そして情報入手発信に最も困難を抱えているのは発達知的障害者であり、意思決定支援情報保障をされていないものも知的発達障害者である。 よって知的障害者発達障害者の情報保障意思決定支援を確保することについて明確に明記する。</p> | C | 頂いた御意見の趣旨を踏まえて施策を進めてまいります。 | |
| 38 | 129 | 24 | <p>4(3)ア 「また、平成30年には国及び地方公共団体の障害者雇用率の不適切な計上が判明し、令和元年の障害者雇用促進法の改正では、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する義務が明示されました。 こうしたことから、県では引き続き障害者の雇用拡大や活躍推進に努める必要があります。」 <修正案> また、平成30年には国及び地方公共団体の障害者雇用率の不適切な計上が判明し、令和元年の障害者雇用促進法の改正では、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する義務が明示されました。本県教育委員会でも不適切計上があった事実を重く受け止め、県として障害者の雇用拡大や活躍推進に努める必要があります。 <修正理由> 県自らの責任を明確に。</p> | E | 不適切計上については、「埼玉県教育委員会における障害者雇用の推進方策について(最終報告)」にもあるとおり、教育行政に対する県民の信頼を損なうものであり、重く受け止めております。今後は、障害者雇用促進法における事業主としての責務はもとより、教育現場における障害者雇用の意義を踏まえた上で、障害者の雇用拡大や活躍推進に努めて参ります。 | |
| 39 | 267 | 24 | <p>4(3)ア 障害者の就労支援について 日本全体の障害者就業・生活センターの障害者手帳を所得していない難病患者の登録者が、令和1年、0.4%(厚生労働省)、手帳がない患者が、全体の患者数の3分の2及ぶ中、支援機関からの支援をうけられていない状況が統計より見られる。 対策: 一般雇用での支援も積極的に周知し、利用可能でメリットがある支援機関である認識を難病患者にも伝える。同時に事業者にも一般雇用で働く難病患者の支援にも取り組んでいることを、周知・啓発する。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 40 | 130 | 24 | <p>4(3)イ 「障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就労後も離職することのないように職場環境の整備が必要です。」 <修正案> 障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就労後も継続して働けるように職場環境の整備や生活支援等のほか、やむをえない場合は離職の支援も必要です。 <修正理由> 職場環境の整備にも限度があり、本人の状況に応じて離職支援も必要であり、職場環境が変わらないのに本人に一方向的にがまんを強いてはならない。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 41 | 307 | 24 | <p>4(3)ウ 「このため、工賃水準の向上にあたっては、行政や就労継続支援事業所のみならず、企業や一般県民の理解と協力が必要で す。」→「授産製品、受注作業の単価の低さも一つの要因であり、このため、工賃水準の向上にあたっては、行政や就労継続支援事業所のみならず、企業や一般県民の理解と協力が必要です。」要因を明確化。</p> | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 42 | 208 | 24 | <p>4(3)エ 「かっぱ」をとりあげて位置づけていく姿勢はとてもよいと思いました。更なる支援をよろしく願います。</p> | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 43 | 41 | 24~25 | <p>障害者及び難病者の就労の支援 障害者の雇用率は0.1%引き上げられて働く場所も拡大されそうですが、難病患者は就労に意欲があるものの病状の進行性と職場偏見視で離職を余儀なくされます。病気の特性の理解と進行度、薬効の活用状況で労働時間の短縮、仕事内容の考慮など希望に添えた調整をして、職場の受け入れ対応管理されるよう支援して下さい。</p> | C | 施策番号187にあるとおり障害者の多様な働き方(テレワーク、短時間勤務など)を企業に提案いたします。御意見を参考にし、今後も引き続き、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、事業者や支援者に対する普及啓発に努めてまいります。 | |

| | | | | | |
|----|-----|-------|---|---|--|
| 44 | 42 | 24～25 | <p>障害者及び難病者の就労の支援 障害者手帳の交付されているものが就労に優位となりますので手帳の有無は、就労の条件に影響を与えています。手帳の交付についても難病者が獲得したい級の範囲内でのランクの条件が厳しく、幅を緩める支援をして下さい。難病者の日内変動が出た時オンとオフ時間の状況では、かなり行動の差が生じることを考慮して、手帳の交付につながるよう支援して下さい。</p> | E | 御意見として承ります。身体障害者手帳の県の認定基準は、国が定めた基準に準拠しています。公平を期すため、手帳の認定は基準に則って行うことが求められると考えます。 |
| 45 | 94 | 24～26 | <p>第2章の中の障害者の就労について 難病患者も障害者と定義されていますが、実際は手帳のない難病患者は、法定雇用率に反映されない現実があります。難病患者の2/3は手帳がないと聞きました。県はもっと、そのような手帳のない難病患者の就労について、具体的な施策を盛り込むべきであると私は考えます。(中央官庁の法定雇用率割増し問題が一時大きく報道された時、お恥ずかしながら、難病患者がその法定雇用率に入っていないことなどまったく知りませんでした。) 私の孫は、病気でからだのむくみや疲れやすさと戦って苦しんでいます。これから長い一生を生きていくために、できればより良い条件の会社に入れてあげたいと願っています。 ぜひ、難病患者の就労支援の具体策を計画に明記してください。</p> | C | 施策番号187にあるとおり障害者の多様な働き方(テレワーク、短時間勤務など)を企業に提案いたします。御意見を参考にし、今後も引き続き、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、事業者や支援者に対する普及啓発に努めてまいります。 |
| 46 | 104 | 25 | <p>4(4)ア「引き続き、支援籍学習を含め障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、小中学校や高等学校においても共に学べるよう必要な施策を進めていく必要があります。」 ＜修正案＞ 引き続き、小中学校や高等学校において共に学べるよう必要な施策を進めていくとともに、支援籍学習を含め障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に推進する必要があります。 ＜理由＞ 障害者権利条約や国内法、学校教育法施行令の改正の趣旨に添うならば、まずは小中学校や高校で共に学ぶことが基本になるべきであり、支援籍学習などは支援学級や支援学校など場を分けて学んでいる場合に共に学ぶための対応策である。</p> | C | 頂いた御意見の趣旨も含めて特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実に取り組んでまいります。 |
| 47 | 252 | 24 | <p>4(3) 障害者の就労について 県庁内福祉の店「かっぱ」の取り組みはたいへん有意義なことで、ここまで支援してくださっている皆様に敬意を表します。障害者側からすれば発信の場ですが、それを受け止める周り(県庁内あるいは来客者)においても、こうしたこんなことでもできるのではといった積極的な、職域・職種の開拓・提案を行っていただき、双方向で発信していただけたら、さらに効果的になるのではと期待しています。重度障害者の就労支援について、重度訪問介護の利用をすぐに本格化すると思われまますので、それも視野に入れて考えるべきだと思います。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 |
| 48 | 133 | 25 | <p>4(4)ア「さらに平成16年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うための仕組みである支援籍学習を推進しています。」 ＜修正案＞ さらにノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対する、より適切な教育的支援を行うため、平成16年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うための仕組みである支援籍学習を推進しています。 ＜修正理由＞ 趣旨を明確化する必要がある。</p> | D | 支援籍学習を県民に分かりやすく簡潔に記載したものです。 |
| 49 | 209 | 25 | <p>4(4)ア 「インクルーシブ教育システム」という言葉は文科省の造語で障害者権利条約の主旨にそった「インクルーシブ教育」が基本とならなくてはならない。せめて、「障害者権利条約批准に向け、H25年に学校教育法施行令を改正し」という文にしてほしい。 「……支援籍学習を推進しています。また、教科学習への参加が……」の「推進しています」の後にまず「障害のある児童生徒とない児童生徒が通常学級で共に学ぶことを合理的配慮で支援したり」の文を入れるべきと思う。</p> | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 |
| 50 | 235 | 25 | <p>4(4)ア 「本県では、障がいの重い児童生徒も通常学級で共に学んでいる実態があり、さらに…支援籍学習を」とありますが、後段の「引き続き、支援籍学習…」の下りは順序が逆になっています。ここは、前段の流れを受け共に学んでいる実態を支援する記述にすべきです。 ＜修正案＞ 「引き続き、障害の重い児童生徒も小中学校や高等学校において共に学べるよう必要な施策を進めていくと共に、支援籍学習や障害のある子どもと無い子どもとの交流及び共同学習を積極的に推進していく必要があります。」</p> | C | 表記は原案のままさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 |
| 51 | 276 | 25 | <p>(4)ア インクルーシブ教育システムの構築について ＜意見＞ ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大の中に、公立小中学校が追加され、令和3年4月1日から施行されます。それについて「共に育ち、共に学ぶ教育の充実」の中で何も記載がないのはおかしいのではないのでしょうか？ また、通常学級に在籍していることと、支援籍は並列ではないので、文章を明確に分ける。 ＜修正案→下線部分の追加＞ 平成25年の学校教育法施行令の改正により、一定の障害のある子供は特別支援学級に就学するという従来の原則が見直され、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見など総合的な観点から決定されることになりました。また、令和3年4月1日から施工されるバリアフリー基準適合義務の対象拡大の中に、公立小中学校が追加されることとなりました。 本県では、障害の重い児童生徒も通常学級で共に学んでいる実態があります。(文章を一区切りする)さらに、平成16年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な集活動を行うための仕組みである支援籍学習を推進しています。 障害のある子と障害のない子が、小中学校や高等学校においても共に学べるよう必要な施策を進めていく必要があります。引き続き、通常学級で共に学ぶことや支援学級を含めた交流及び共同学習など、障害のある子供とない子供が共に学べることを積極的に推進します。(加筆及び文言の順番を変えた。)</p> | B | 学校施設の整備についてはP69の施策番号215で対応します。 |

| | | | | | | |
|----|-----|----|--|---|---|---|
| 52 | 107 | 25 | <p>(4)イ「地域の学校でともに学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その中から一人一人に合った学びの場を選択することが重要です。」</p> <p><修正案> 地域の学校でともに学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その中から本人・保護者の意思を尊重した一人一人に合った学びの場を選択できることが重要です。</p> <p><理由> 本人・保護者の意思を尊重することは文科省や県も明言しているが、市町村の判断や学校の考えが優先され本人。保護者が悩むケースが絶えないので、追加すべき。</p> | B | 就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を尊重し、市町村教育委員会が決定することが適当であることを踏まえ、本人・保護者への適切な情報提供が重要と考えます。 | |
| 53 | 134 | 25 | <p>4(4)イ「地域の学校でともに学ぶことを基本としてさまざまな選択肢が保障されていること、その中から一人一人に合った学びの場を選択できることが重要です。」</p> <p><修正案> 地域の学校でともに学ぶことを基本としてさまざまな選択肢が保障されていること、その中から本人・保護者の意思の尊重の下で一人一人に合った学びの場を選択できることが重要です。</p> <p><修正理由> 本人の意思に沿わない選択は、「分け隔てられることなく」という基本理念とあいられない。</p> | B | 就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を尊重し、市町村教育委員会が決定することが適当であることを踏まえ、本人・保護者への適切な情報提供が重要と考えます。 | |
| 54 | 135 | 25 | <p>4(4)イ「さらに、特別な指導が必要な児童に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が提供されることが必要です。」</p> <p><修正案> さらに、すべての児童とその親に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が提供されることが必要です。</p> <p><修正理由> 子ども子育て支援の基本。</p> | A | 幼児児童生徒の支援について保護者の理解が大切であると考えます。 | さらに、特別な指導が必要な児童及びその保護者に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が提供されることが必要です。 |
| 55 | 210 | 25 | <p>4(4)イ 「一人一人に合った学びの場を選択できることが重要です」とあるが、「本人・保護者の意思が尊重され、一人一人にあった…」にかえるべきでは</p> | B | 就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を尊重し、市町村教育委員会が決定することが適当であることを踏まえ、本人・保護者への適切な情報提供が重要と考えます。 | |
| 56 | 131 | 25 | <p>4(3)エ「県庁内福祉の店「かつぼ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。」</p> <p><修正案> 県庁内福祉の店「かつぼ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。</p> <p>なお、働く人自らが出資し、自らの意見を反映した事業に従事する労働者協同組合がこのほど法制化されましたが、仕事と生活の調和を図りながら、意欲と能力に応じて働くことができ、多様な就労の機会の創出につながりうることから、県民への周知を図るとともに、先進事例を情報収集しながら、支援策を検討していきます。</p> <p><修正理由> 知事の議会答弁を踏まえて。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 57 | 308 | 25 | <p>4(3)エ 「県庁内福祉の店「かつぼ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。」に追加「各市町でも取り組まれています。経験交流などの行い、発展させることが大切です。」</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 58 | 229 | 25 | <p>県庁内福祉の店「かつぼ」についての記述はいいと思います。</p> | E | | |
| 59 | 132 | 25 | <p>4(3)オ「重度障害者の就労支援について 常時介護が必要な重度障害者は、働く時間は障害福祉サービスが利用できないため、働きたくても働けない現状があります。」</p> <p><修正案> 重度障害者等の就労支援について 常時介護が必要な重度障害者は、働く時間は障害福祉サービスが利用できないため、働きたくても働けない現状があります。また、重度障害者に限らず、職場参加や「超短時間就労」等でも職場側の支援体制が整わない場合があり、障害福祉サービスが利用できないため、働くための一歩を踏み出せない現状もあります。</p> <p><修正理由> 多様な就労を進めるには、重度に限らず障害福祉サービスとして支援が必要。事例多し。</p> | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 60 | 343 | 25 | <p>4(3)オ ALSや筋ジストロフィーなど、長時間の介護サービスが必要な重度障害者は「重度訪問介護(以下、重訪)」を利用し、生活しています。</p> <p>ところが、そういった常に介護が必要な重度障害者が仕事をする場合、その間は介護サービスが受けられませんが、そのため、就労の機会を狭め、働きたくても働けない重度障害者がたくさんいます。</p> <p>基本理念にあります「障害者の自立と社会参加の支援」の中には、就労も当然含まれています。仕事を通じて社会参加していくことは当然あるべき姿であるし、障害者が仕事を持つことこそ自立支援であると思います。</p> <p>勤務中の重訪利用といっても、勤務している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるので、勤務時間中に重訪を利用可能とするよう積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|----|--|---|--|--|
| 61 | 253 | 25 | <p>4(4) 障害者の教育について 学校教育法施行令が改正されたことは意外と学校関係者に周知徹底されていないのではと感じています。これまでの原則が見直されたのだから(原則は地域の学校へ)このことを本人・保護者にもきちんと伝え、通常学級をはじめ、様々な選択肢をきちんと提案できる相談体制を用意していただきたい。 「新たな特別支援学校の設置」とありますが、増設の前に、いかにしたら「地域の学校」で受け入れていけるのかを考えることが先決ではないでしょうか。特に普通学校での受け入れを進めるべきだと思います。 高校もほぼ準義務化しているのだから、普通高校希望者は全員受け入れてほしい。(適格者主義の選抜は時代に逆行している。)せっかく「障害のある子供ができるだけ身近な地域で…子どもたちの育ちに必要な集団的な養育のための保育所や幼稚園における障害のある子供の受け入れ体制…」(P18)とあるのだから、その関係を就学以降も障害によって分けることなく「切れ目なく」創り上げていくことが共生社会へとつながっていくのではないのか。基本は「分け隔てられることなく」であるはず</p> | C | <p>インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組んでいます。これは、共に学ぶ方向をしっかりと目指して環境整備に取り組むにつ、子供たちが可能な限り地域の学校に就学できるよう支援の方策を探っていく姿勢が何よりも大切であると考えています。今後も引き続き、障害のある子供とない子供が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別な教育的ニーズに的確に対応できる環境の整備に取り組んでまいります。貴重な御意見として承ります。</p> | |
| 62 | 31 | 26 | <p>(4)ウ 「新たな特別支援学校の設置など更なる学習環境の整備が必要です。」について 特別支援学校の設置・整備計画はありますか。あるのならその計画名を記載してください。</p> | A | <p>頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。</p> | <p>県では、「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき特別支援学校の環境整備に取り組んでいます。引き続き、新たな特別支援学校の設置など更なる学習環境の整備が必要です。</p> |
| 63 | 105 | 26 | <p>4(4)ウ「このため、新たな特別支援学校の設置など更なる学習環境の整備が必要です。また、」 <修正案> 障害のある児童生徒が地域の小中学校、高校で共に学べるよう学習環境の整備が必要です。 <理由> 特別支援学校を増設することによってますます子どもたちが障害のあるなしで分けられ、共に学ぶこと、共生社会の実現から遠ざかっていきます。バリアフリー法も改正され、地域の学校で学びやすくなる方向へ転換するべきです。</p> | D | <p>現在、知的障害特別支援学校において過密状態にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供の学びの場については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備に努めてまいります。</p> | |
| 64 | 136 | 26 | <p>4(4)ウ「このため、新たな特別支援学校の設置など更なる学習環境の整備が必要です。」 <修正案> このため、新たな特別支援学校の設置にとどまらず、通常学級で医療的ケアを必要とする児童生徒や常時介護を要する児童生徒と他の児童生徒が共に学び育つことを支援できる抜本的な学習環境の整備が必要です。 <修正理由> 特別支援学校に児童生徒が集中せざるを得ない地域の学習環境の見直しこそ基本。</p> | C | <p>共に学ぶ環境整備は重要であると考え、参考といたします。</p> | |
| 65 | 137 | 26 | <p>4(4)ウ「障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るためには、既存の学校も障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮をする必要があります。」 <修正案> 障害の有無にかかわらず、児童生徒が学習・生活できるよう、また地域住民の生涯学習の場、地域コミュニティの拠点、地震等の災害時の応急的な避難場所としての役割を果たせるよう、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々の利用を考慮しバリアフリー化をすすめる必要があります。 <修正理由> バリアフリー化は障害のある児童生徒のためだけではない。</p> | C | <p>施設・設備整備に関しては、安全で快適な学習環境の整備を推進するため、多目的トイレ、スロープや階段手すり、エレベーターの設置、出入口の改修などのバリアフリー化を進めております。 学校設置者である市町村が小・中学校におけるバリアフリー化を進めていけるよう、市町村に対し国の補助制度を周知するなど支援してまいります。</p> | |
| 66 | 211 | 26 | <p>4(4)ウ 「新たな特別支援学校の設置……必要です」とあるが、地域の学校での受け入れを増やすことが先ではないか。5期の数値目標達成状況で特別支援学級の設置率が目標をオーバー85%になっていた。「通常学級とともに特別支援学級での受け入れをすすめる」とすべき。 バリアフリー法でバリアフリー化が義務づけされたが、それは障害のある児童生徒のためだけでなく、すべての児童生徒にもプラスになり、また、教職員・保護者にとってもプラスになるもの。それに対応した文章にすべきだと考える。</p> | D | <p>現在、知的障害特別支援学校において過密状態にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供の学びの場については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備に努めてまいります。</p> | |
| 67 | 277 | 26 | <p>(4)ウ 教育環境の更なる充実について <意見> ・はじめに特別支援学校のことが述べられ、後から地域の学校にふれていますが、この順序を入れ替えて、まず地域の学校で学ぶことを前に出すべきです。 <修正案> バリアフリー法の改正により、令和3年4月から新設の公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられました。(が、の削除。ここで一度区切る) 障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るためには、既存の学校も障害の種類や程度に応じた決め細やかな配慮をする必要があります。 近年、学齢児童生徒の総人口は、減少しているにもかかわらず全国的に特別支援学校の児童生徒は増加傾向が続いており、本件でも都市部を中心に、定員を大幅に超える児童生徒が通学している特別支援学校もあります。 このため、こころのバリアフリーを含めた公立小中学校での整備が必要です。新たな特別支援学校の配置なども含め更なる学習環境の整備が必要です。</p> | A | <p>御意見の趣旨を踏まえて、修正しました。 なお、市町村立小中学校は市町村教育委員会が所管しているため、必要に応じてバリアフリーを含めて連携を図ってまいります。</p> | <p>バリアフリー法の改正により、令和3年4月から新設の公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられました。障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るためには、既存の学校も障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮をする必要があります。また、近年、学齢児童生徒の総人口は減少しているにも関わらず、全国的に特別支援学校の児童生徒数は増加傾向が続いており、本県でも都市部を中心に、定員を大幅に超える児童生徒が通学している特別支援学校もあります。県では、「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき特別支援学校の環境整備に取り組んでいます。引き続き、新たな特別支援学校の設置など更なる学習環境の整備が必要です。</p> |

| | | | | | | |
|----|-----|----|---|---|---|---|
| 68 | 320 | 26 | 4(4)ウ 教育環境の更なる充実について 4行目「このため、」の後に以下の分を挿入 通常学級での受け入れや共に学ぶ教育の拡充を図るとともに 《理由》 特別支援学校希望が増加している理由の一つは、通常学級での受け入れが進んでいないからであり、学校教育法施行令第の改正の趣旨にのっとり通常学級でのインクルーシブ教育を進める必要があると思います。 | C | インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と行った連続性のある「多様な学びの場」の充実を推進してまいります。貴重な御意見として承ります。 | |
| 69 | 138 | 26 | 4(5)ア 「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能となっていることから、難聴児に対する早期支援の取組が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。」 《修正案》 難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能となっています。一方で、きこえる人と同じではない部分が残ることもあり、手話言語も同等に提供できる体制整備も必要であることから、難聴児に対する早期支援の取組が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。 《修正理由》 音声言語と手話言語を正しく理解し、共生を育むことが大切。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達や手話言語の習得につながることから、難聴児に対する早期支援の取組が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。 |
| 70 | 254 | 27 | 4(5)ウ 福祉のまちづくりについて 鉄道事業者等への働きかけのひとつとして、「踏切」の安全点検の徹底をお願いしたい。車イスの人はもちろん、高齢者にとっても危険で渡りにくい踏切への対策は急務となっていると思っています。 | C | 鉄道整備要望の参考にさせていただきます。 | |
| 71 | 139 | 26 | 4(5)イ 「精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神障害者とその家族を支えていくため、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築や多職種による訪問型の支援が求められています。」 《修正案》 精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神障害者とその家族を支えていくため、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築やピアサポートの強化、多職種による訪問型の支援が求められています。 《修正理由》 ピアサポートの重要性。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 「～連携体制の構築やピアサポーターの活用、多職種による訪問型の支援～」 |

3 「第3章 取り組むべき課題」

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|----|------|--|------|---------------------------------|----------------------|
| 72 | 227 | 28 | | 小さいころから障害のない人とある人が共に育つことで、障がいに対する正しい理解が生まれると思います。本文「そのために、障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進める」という部分を「そのため、子どものころから障害のない人とある人が共に育つことで、障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮の普及啓発を進める」としてください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 73 | 236 | 28 | | 「こうした問題にしっかりと向き合い、障害者や障害者差別に関する理解を深め、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格や個性、命を尊重しながら、地域の中で共に暮らせる共生社会を目指す必要があります。」というのとはとてもいいと思いますが、そのためには子供のころから共に育ちあうことが重要だと思うので「そのために、」以降にもそれを進める旨の記述を入れるべきです。 《修正案》 「そのために、子どものころから分け隔てられることなく共に育ち、共に働き、共に暮らすことで障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進めるとともに、」 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 74 | 237 | 28 | | ○普及啓発活動の推進の「障害に対する正しい理解の普及」に上記の考え方を追加 《修正案》 ・子供のころから共に育ちあうことによる障害に対する正しい理解の普及 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 75 | 255 | 28 | | 津久井やまゆり園事件、強制不妊手術問題で優生思想が社会的に取り上げられました。これとともに、新型出生前診断をめぐって議論が続いています。診断の結果、障害の疑いがあると、8割が妊娠の継続をあきらめる背景には、障害を持って生きることは不幸だという優生思想につながるものがあると指摘されています。これらことをどう受け止めたらいいのか？その背景にあるものとは？有効な歯止めとは？県内においても幅広い立場からの論議が必要となっているのではないのでしょうか。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 76 | 278 | 28 | | 障害に対する正しい理解の普及 《意見及び修正案》 ・障害に対する正しい理解の普及 ⇒「社会の障壁に対する正しい理解の普及」に変えてください。 《理由》 「障害に対する」では、個人の問題でしかない。医療モデルから社会モデルへと障害の受け止め方を変えようという姿勢がみえない。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 障害や社会の障壁に対する正しい理解の普及 |
| 77 | 115 | 29 | | 【対応の方向と主な取り組み】 家庭に代わる「住まいの場の確保」→生きる基盤となる「暮らしの場」の確保 ・家庭に代わるだけでなく、住まいという場所の問題だけでなく、支援体制も含め人権としての位置づけをしていただきたい。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|----|--|---|--|--|
| 78 | 140 | 29 | 2 「近年では障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースも増えており、質の向上を進める必要があります。」 〈修正案〉 近年では障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースも増えており、当事者による自己決定、当事者主権をめざし、ピアサポートやピアカウンセリングの強化を含め、質の向上を進める必要があります。 〈修正理由〉 私たちのことを私たち抜きに決めるなという原点から質の向上を。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 79 | 141 | 29 | 2 「〇家庭に代わる「住まいの場」の確保」 〈修正案〉 〇障害者個人が市民として自ら選び、安心して自分らしい暮らしを実現するための住まいの確保 〈修正理由〉 原案は入所施設のイメージ。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 80 | 216 | 29 | 【対応の方向と主な取組】四角囲み表記内「コミュニケーション手段の確保及び充実」 この項目に、発達障害児者へのコミュニケーション手段の確保の観点から「筆談を取り入れたり、コミュニケーションボードの導入推進、VOCAなどの利用推進」を検討ください。 | E | | |
| 81 | 279 | 29 | 「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」について 〈意見〉 埼玉県単独事業である全身性障害者介助人派遣事業は、障害者自身が地域生活を切り開く主体者になり、また地域の中で当たり前暮らしを支えるという仕組みづくりでもあるので、それを記載してください。 〈修正案→下線部分の加筆〉 「近年では福祉サービスの質に関して問題となるケースも増えており、質の向上を進める必要があります。本県では、障害者自身が福祉サービスの担い手を育て、共に地域共生を進めてゆくことに寄与する全身性障害者介助人派遣事業等の実績を積み重ねており、こうした取り組みをさらに進めてゆけるように支援します。」 〈理由〉 全国で埼玉県のみが行っている事業(全身性障害者介助人派遣事業)であり、これをもとに重度訪問の入院時介助が認められる実績を作った制度である誇れる事業だからです。障害当事者と介助者と行政とが一つになって、地域生活を気づいていくことのできる重要な制度です。 | B | 全身性障害者介助人派遣事業等の事業の充実については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 82 | 142 | 30 | 3 「重度障害者の就労支援」 〈修正案〉 重度障害者等の就労支援 〈修正理由〉 雇用施策と福祉施策の連携と同様な課題として、職場参加・超短時間就労と福祉施策の連携の課題がある。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 83 | 143 | 30 | 3 「特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援」 〈修正案〉 高等学校に学ぶ障害のある生徒や特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援 〈修正理由〉 高等学校の進路指導教員への支援が必要。 | C | 高等学校に学ぶ障害のある生徒が就労できるよう、御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 84 | 106 | 31 | 「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」というタイトルに添って、内容を再検討するべき。 「多様な学びの場」は「共に学ぶ」ではなく分ける教育です。「対応の方向と主な取り組み」は「障害のある児童生徒の教育の充実」となっていて障害に着目した対応だけで、「障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ教育の充実」という言葉は入っているものの、障害のある児童生徒を含めた児童生徒全体の共に学ぶ取り組みという視点が見えません。 | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 85 | 108 | 31 | 「障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です。」 〈修正案〉 障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、地域の保育園・幼稚園や小中学校で受け止めることを基本とし、多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です。 〈理由〉 多様な学びの場は場を分けることであり、多様な学びの場の提供等だけでは、「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」につながらない。 | C | 頂いた御意見の趣旨も含めて特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実に取り組んでまいります。 | |
| 86 | 109 | 31 | 【対応の方向と主な取組】 〇障害のある児童生徒の教育の充実 〈追加〉 ・高等学校で共に学べるための入学者選抜制度の充実 〈理由〉 障害のある生徒も後期中等教育として高等学校で共に学べるよう、県教育局は入学者選抜制度についても検討し徐々に改定を進めてきている。本計画にも入れるべき。 | C | 本項目は、障害のある児童生徒に対する教育内容について記述したものであるため、原案のままさせていただきますが、頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 87 | 144 | 31 | 4 「障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です。」 〈修正案〉 障害のある児童とない児童が共に育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、個々の児童が居住する地域の保育所・幼稚園や小・中学校において、障害の内容・程度を問わず受け止めていくことを原則とした上で、併せて多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です。 〈修正理由〉 原案は「分け隔てられることなく」という基本理念とあい入れない。 | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |

| | | | | | | |
|----|-----|----|--|---|---|-----------------------------------|
| 88 | 145 | 31 | 4 「高等学校におけるバリアフリー化の推進」 〈修正案〉 高等学校におけるバリアフリー化の推進及び小・中学校におけるバリアフリー化を進める市町村への支援 〈修正理由〉 幼いころからともに育ちともに学ぶ環境整備が重要 | C | 学校設置者である市町村が小・中学校におけるバリアフリー化を進めていけるよう、市町村に対し国の補助制度を周知するなど支援してまいります。 | |
| 89 | 212 | 31 | 「多様な学びの場の提供とともに多様な参加の仕方を認めることが必要です」の前に「地域の保育所、幼稚園、小中学校で障害の内容・程度を問わず受け止めていくことを原則とした上で」の文を入れる。P2の基本理念にある「分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち学び・生活し働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目標に合うようにするため。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 90 | 217 | 31 | 取り組むべき課題として、「多様な学びの場の提供とともに」に引き続き「多様な参加の仕方を認めることが必要です。」という文言が入っているのは大変ありがたいと思います。 重ねて、「多様な参加の仕方を認めること(合理的配慮について理解すること)が必要です。」としていただくより良いと思います。 ですが、このことに関しての施策が見当たりません。 現状として―。支援籍など交流の場をいくら設けても「多様な参加の仕方」＝合理的配慮について、受け入れ先の学校の管理職や現場の教員の理解がないために、子どもたちに障害のある子どもは「可哀想な子」「気の毒な子」「関わってはいけない子」という事が植え付けられています。子ども達は身近な大人の影響を受けます。教職員の障害への理解を進めていただきたいと思います。 | C | 表記は原案のままさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んでまいります。 | |
| 91 | 218 | 31 | 【対応の方向と主な取組】四角囲み表記内「障害のある児童生徒の教育の充実」 ここにはまず「教職員が合理的配慮について正しく理解し、その推進を図る」文言がなければならぬと考えます。追加をご検討ください。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 教職員が障害や合理的配慮などについて正しく理解するための研修の充実 |
| 92 | 219 | 31 | 「司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、視覚障害や発達障害等読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実」とありますが、発達障害のある児童生徒に対し、「読字に困難があるけれども、読書の機会を充実させれば読めるようになる」ということを指しているのか、それとも「読字に困難があるけれども、読みたい・知識を得たいという方に対してなんとか読書ができるよう、ルーラーやデジター等の支援機器を活用するなどして読書の機会を充実させる」ということを想定しているのか。その辺りがこの文章では読み取れないため、表現方法を変えてください。 | C | 読書の時間的機会の充実と環境的機会の充実と両者の意味を含んでおり、簡潔な表記としております。 | |
| 93 | 280 | 31 | 「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」 〈意見〉 「対応の方向と主な取組」のところの「障害のある児童生徒の教育の充実」の最初に「○小・中学校の通常学級で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学び育つための教育環境整備」を入れるべきと思います。 〈理由〉 「共に育ち、共に学ぶ教育」の前提は何なのか？は「障害のない生徒」のためでもあるので、学校教育法施行令の改正や、こころのバリアフリーの新設などを取り入れた視点で、順番を考える必要があると思います。 | C | インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と行った連続性のある「多様な学びの場」の充実を推進してまいります。貴重な御意見として承ります。 | |
| 94 | 146 | 32 | 5 「東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風などにおける教訓を踏まえ、防災避難対策に積極的に取り組むとともに」 〈修正案〉 東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風などにおける教訓を踏まえ、地域の障害当事者、関係団体、福祉サービス事業者等を含めた協議を十分に行い防災避難対策に積極的に取り組むとともに 〈修正理由〉 町内会を中心とする自主防災組織に日常全くつき合いのない障害者等の安否確認や避難、その後の個別支援を委ねることは困難。 | C | 頂いた御意見を参考にして、防災避難対策を進めてまいります。 | |

4 「第5章 施策の展開」

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|----|------|--|------|--|---|
| 95 | 282 | 35 | 4 | ・障害者患者団体等の活動を支援することによって、より広範な県民(当事者)への情報発信や相談支援につながります。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 障害者やその家族からの相談対応やノーマライゼーションの理念の啓発などを行う団体の活動を助成することで、相談支援への充実や県民への情報発信など障害者の福祉向上を推進します。 |
| 96 | 283 | 35 | 6 | ・内部障害者への理解が一層進むように、「ヘルプマーク」の周知を図るとともに、本当に必要な人に届けるようにしてほしい。 | C | 引き続き普及啓発を図ってまいります。 | |
| 97 | 228 | 35 | | 全身性介助人派遣事業は、障害者自らが身近な地域の人に介助を頼める制度で、障害者の地域生活を支えると同時に地域の方が障害者に関わるきっかけとなる制度で、その結果障害者に対する正しい理解の促進につながります。全身性介助人派遣事業を(1)啓発・広報活動の推進に追加してください。 <追加案> 障害者が身近な地域の人に介助を頼むことで、障害者自身の地域生活を支えると同時に、身近な地域の人にとっては障害者とかかわるきっかけとなることで、障害者に対する理解の推進ができる、全身性障害者介助人派遣事業の充実に努めます。 | B | 全身性障害者介助人派遣事業等の事業の推進については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 98 | 345 | 35 | | 県民としては、障害者施策の充実を望んでいません。施策の縮小を望みます。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 99 | 191 | 36 | 8 | 障害の有無や年齢に関わらず、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活が送れるよう地域全体で支え合うため、学校・家庭・地域の連携を深め、児童生徒をはじめ地域の全ての人に対して心豊かな福祉意識の啓発や福祉活動への参加を支援し、「参加型福祉社会」の実現を目指します。また、全身性障害者介助人派遣事業は障害者が身近な地域の人との繋がりを持つきっかけとなり地域共生の重要な制度、大切な社会資源として推進します。 | B | 全身性障害者介助人派遣事業等の事業の推進については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 100 | 147 | 36 | 10 | 「特別支援学校と地域の小中学校・高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援籍学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。」 <修正案> 特別支援学校と地域の小中学校・高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援籍学習を通して、通常の学級で共に学ぶ機会が拡大されるなど、障害のあるなしに関わらず共に育ち共に学ぶ教育環境の拡大をめざします。 <修正理由> 支援籍学習を発足させる時の展望 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 101 | 274 | 36 | 10 | 「特別支援学校と地域の小中学校・高校との交流や共同学習…支援籍学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。」とあるが、特別支援学校＝福祉という概念を植え付けるだけではないか。実際に、私たちの関係する施設に介護等体験でくる学生のほとんどが、障害者＝福祉的存在としてとらえている。ともに生きるという意識はない。人格のある人である前に「障害者」というレッテルを植え付けているだけではないか？子供たちが「障害者＝福祉」という教材になるのはおかしい。福祉教育の部分で掲載されるものではない。教育の問題としてしっかりやるべきです。 | C | 表記は原案のままさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 102 | 284 | 36 | 11 | ・福祉教育・交流を進める上で、障害難病団体の当事者の体験や生の声を伝える授業や講演は、有効な手段となり得ると思います。職員向けの研修では積極的に利用を進めてほしいです。 | B | 第5章の施策番号11の施策に施策により進めてまいります。 | |
| 103 | 352 | 36 | 12 | 障害者差別解消地域協議会を運営しても差別を解消することも効果的に円滑に行うこともなされていない。 相談の共有だけ行っても何の解決にも至っていない。 障害者差別解消地域協議会に真に障害者差別をなくすという強い意思を持った人を充てる必要がある。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 104 | 148 | 36 | 13 | 「障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者解消法などを踏まえ、障害者に対する合理的配慮などについて普及啓発を推進します。」 <修正案> 障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者解消法などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮などについて普及啓発を推進します。 <修正理由> 入学の拒否や欠格条項がさらに増えている状況などを踏まえ「不当な差別的取り扱い」を省略すべきでない。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて普及啓発を推進します。 |
| 105 | 354 | 36 | 13 | 具体的にどのような形で障害者に対する合理的配慮などについて、誰にどのように普及啓発するのか明記する。 <理由> H28障害者差別解消法が施行されて5年経過するにもかかわらず周知徹底が全くされておらず、職員にさえ当事者家族が説明しなければならない。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 106 | 355 | 36 | 14 | 障害を理由とした差別に関する相談及び紛争の防止などの体制の整備の目標値を設定する。法律が施行されてから、5年経過するにもかかわらず、市町村の職員の周知徹底がはかられておらず、合理的配慮不提供、不当な差別的取り扱いオンパレードであるが、行政に訴えても何の解決もはかられず放置されている。これでは法律制定施行された意味がない。法令順守されていない。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|----------|--|---|--|--|
| 107 | 353 | 36 | 15 | 差別解消の推進 市町村職員向けの研修会の回数を数値目標を設定してほしい。また実施回数も明記してほしい。 <理由> 市町村職員がまだ障害者差別解消法を全く理解しておらず差別の解消がされていないため。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 108 | 238 | 36 | | (2)福祉教育・地域交流の支援 全身性障害者介助人派遣事業の充実を追加すべき。この事業は、障害者自身が自ら介助人を探し育てることで、必要な介助を得ることができ、障害者の地域生活と社会参加を支える重要な制度であると同時に、障害者と接したことがあまりない市民が障がい者とかかわるきっかけとなり、結果として障害者理解に寄与することができる制度である。 <追加案> 障害者が自ら介助人を探し育て、地域生活と社会参加に必要な介助を得ることができると同時に、障害のない市民が障害のある市民とかかわるきっかけとなり、結果として障害者理解を進め地域福祉を担う人材を育てることができる、全身性介助人派遣事業の充実を努めます。 | B | 全身性障害者介助人派遣事業等の事業の充実については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 109 | 149 | 37 | 16 | 「民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、的確な情報を提供します。」 <修正案> 民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸事業などの的確な情報を提供します。 <修正理由> あんしん賃貸事業の存在自体が、障害者にも事業者にもあまり知られていない状況がある。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸住まいサポート店などの情報を提供します。 |
| 110 | 150 | 37 | 18 | 「成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申し立て、市民後見人の育成や法人後見などの市町村の取り組みを支援します。」 <修正案> 精神上的の障害(認知症、知的障害、精神障害)により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な高齢者や障害者について、その意思決定を支援し、判断能力を補い、財産等の権利を擁護する成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申し立て、市民後見人の育成や法人後見などの市町村の取り組みを支援します。 <修正理由> 成年後見制度の概要や目的の明確化が必要。 | C | 御意見を参考とさせていただき、関係者にとって分かりやすい取組を進めてまいります。 | |
| 111 | 3 | 37 | 18 19 | 司法に委ねるのではなく、成年後見制度・成年後見登記についての相談対応や啓発のためのリーフレット作成等を行って頂きたい。 | B | 市町村の相談体制を整備する支援や啓発を引き続き推進してまいります。 | |
| 112 | 239 | 37 | 19 | 制度のスタートが認知高齢者である成年後見制度を、若年の知的障害者などのそのまま当てはめることによる不利益等が様々な場面で報告されている。促進するだけでなく制度の検証が必要 <修正案> 最後に「さらに成年後見制度の利用の実態を把握し検証することで制度の見直し必要性を検討します。 | D | 制度の検証や見直しは国の役割となっています。 | |
| 113 | 4 | 37 | 20 | 「あんしんサポートねっと」を普及・啓発するよう、周知につとめて下さい。 | B | 「あんしんサポートねっと」の普及・啓発に引き続き努めてまいります。 | |
| 114 | 5 | 37 | 21 | 障害者権利擁護センターを普及・啓発するよう、周知につとめて下さい。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | また、障害者団体などと連携して、権利擁護に関する啓発や同センターの周知を図ります。 |
| 115 | 6 | 37 | 22 | 一般事業者にも適用して下さい。私が障害年金(精神)を受給していることを理由に、証券会社が私の証券口座を作らなかったことがあります。 | E | 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
| 116 | 151 | 37 | 22 | 「各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。」 <修正案> 各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について、近年成年後見に関わる条項は一括削除されましたが、代わって「心身の故障」欠格条項が新設されていることを重視し、十分に点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。 <修正理由> 「心身の故障」欠格条項を削除し、資格等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みとすべき。 | C | 頂いた御意見の趣旨を踏まえて施策を進めてまいります。 | |
| 117 | 7 | 38 | 24 | 身体拘束しないで下さい。 | C | 精神科病院に対する実地指導を行う際には、引き続き入院患者の身体拘束について十分に留意してまいります。 | |
| 118 | 256 | 38 | 24 | 毎年行われている精神病院に対する実地指導、および入院患者に対する実地審査の結果を県民に公表してほしい。そのことが、患者の人権、処遇改善をより推進していくことへとつながるのではないのでしょうか。 | E | 埼玉県情報公開条例に基づき、適切に対応いたします。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------|-----------|--|---|--|--|
| 119 | 152 | 38 | 25 | 「旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた方に対し、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます」 〈修正案〉 旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた当事者や親族に対し、被害事実の個別通知を検討するとともに、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます。 〈修正理由〉 鳥取県等の先駆的な取り組みについて、知事は「敬意を表する」と述べ「トラブルとか何もない」ならば参考にしていきたいとしている。 | D | 対象者には手術を受けたことを思い出したくない方や周囲に知られたくない方もいるので配慮が必要です。また、国は「一律に当該者に一時金の支給対象になり得る旨を個別に通知することは、慎重に考えるべき」と指針で示していることなどから、個別に電話連絡や文書を送付する予定はありません。 | |
| 120 | 32 | 38 | 26 27 | 虐待の定義が虐待防止法にないためもあって 起きている事例が虐待なのか またどう対処し、結果がどうだったのか みんなの共通理解ににくい。 事業所の職員や市町村の職員や相談者によくわかるような 今までの事例を扱った事例集を作ってもらえないか。 毎年蓄積したものを加えて作っていただければ 研修や相談の時にも活用できるのではないかと。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 121 | 8 | 38 | 28 | 入院している精神障害者にも、これらの環境を整えて下さい。 | C | 精神科病院に入院中の患者が、自由に利用できるような場所に電話機を設置する、地方法務局人権擁護主幹部局等の電話番号等を見やすい場所に掲示するよう指導しています。 | |
| 122 | 9 | 38 | 29 | 障害者権利擁護センターを普及・啓発するよう、周知につとめて下さい。 | B | 御意見を踏まえ計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 123 | 335 | 40 | 33 | 高次脳機能障害者支援センターを加えて、「障害者(児)とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて消費生活に関する情報の提供や相談事業を推進します。」 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 障害者(児)とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、(以下略) |
| 124 | 285 | 40 | 37 | ・心臓病児者の中には、身体障害(心臓機能障害)と発達障害を重複してもつ病児者が少なくありません。障害種別による支援では、こぼれてしまうことがあり、学校でも社会生活においても実は困っているのに、支援の対象として捉えてもらうことが難しい場合もあります。重複した障害をもつ人への支援を考える必要があります。 | E | 御意見として承ります。 | |
| 125 | 336 | 40 78 | 38 265 | 〈意見〉 高次脳機能障害者(児)への支援に、保健所も業務として関わるのであれば、保健所のことも明示してください。 〈理由〉 高次脳機能障害についての相談先として、保健所をホームページで明示して欲しい、とお願いしても、「検討中」という状態が続いています。 精神症状がない「ひきこもり」の方と同様、「高次脳機能障害」についても、保健所が相談機関であるのであれば、保健所のことも記してください。 埼玉県においては、保健所は、高次脳機能障害支援に関わらないことになっているのであれば、明示する必要はございません。 既に意見募集が終わっている長崎県の第6期障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画(素案)では、圏域の拠点として保健所が図示されております。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 126 | 58 | 40 | | II-1 地域生活支援体制などの充実 (1) 相談支援体制などの充実について 第一の窓口となる市の障害福祉課で相談すると、受けられる支援の説明及び該当者かどうかの判断に重点が置かれており、その人に寄り添った必要な支援が受けられるとは言い難い。また、珍しい疾患や重い障害の場合、それまでの経緯が複雑になってくることもある。毎年担当者が変わることで、担当者との信頼関係を築くことが難しく、一から説明し相談することへの大きな心理的負担を感じる。担当者により受けられる支援に差が出てくることも大きな問題であると感じる。以上のことから下記2点を希望する。 ・制度の枠にとらわれず個別の事情に沿った必要な支援が受けられること ・障害福祉課の担当者について、最低5年は固定とすること | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 127 | 220 | 41 | 39 | 強度行動障害は、知的障害を併せ持つ自閉スペクトラム症のある子ども・人たちが特性への配慮がない環境に身を置き、無駄な叱責を受ける、学びの機会を失うなどの誤学習の積み重ねのために起こる二次障害です。 強度行動障害を抱えさせない(予防する)ために、自閉スペクトラム症のある子ども・人たちに関わる全ての人材に正しい障害理解と有効な支援を知る研修を実施してください。(少なくともこれまでの研修の在り方は効果がないことは分かっています。) | E | 強度行動障害を有する障害者(児)を支援する人材の育成に引き続き取り組んでまいります。御意見として承ります。 | |
| 128 | 26 | 41 | 42 | 計画の中に「基幹相談支援センターの設置数を増やす」旨がありますが、そこにはどういった職種が配属されるのでしょうか？ 社会福祉士など相談のみを行っている職種のみならず、理学療法士など実際にリハビリや治療をするような職種を配属してほしいと思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 129 | 10 | 41 42 | 42~ 46 | 特に精神障害者に関してですが、市町村によってはワンストップで相談できるようになっていないようです。たらい回しの無いよう、お願いします。 | C | 市町村において庁内連携も含めた精神障害者に対応した地域包括ケアシステム構築が推進されています。御意見を踏まえ、引き続き市町村支援に取り組んでまいります。 | |
| 130 | 119 | 41 | 43 | 地域生活支援拠点について ・住まいの場、暮らしの場の圧倒的不足の中、入所機能をもった内容にしていきたい。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|--|---|---|--|
| 131 | 153 | 41 | 43 | 「地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、機能の充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働き掛けます。また、地域生活支援拠点を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。」 〈修正案〉 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るための地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、機能充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働き掛けます。また、地域生活支援拠点を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。なお、地域移行を進めるための施策の拡充について国に働き掛けます。 〈修正理由〉 地域共生社会をめざすためには、出来る限り多機能拠点整備型よりも面的整備型が望ましく、そのためには地域移行支援の契約前の「前段階支援」に報酬を設定することや、体験外出等に移動支援等が活用できるようにするなどの支援策が必要だ。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 132 | 27 | 41 | 44 | 児童発達支援センターの設置も増やして、相談支援体制を強化する計画も記載がありますが、具体的にどのような手法で増加させるのでしょうか？ 現在市町村が直営している児童発達支援センターや言葉の相談室などはどこも順番待ちのような状態で、パンク寸前です。したがって、ただ増やそうとしても、増加する障害児に対して臆ごっこのような状態になってしまうと思います。そのため、小児科や歯科(小児の発音など)などの医療機関に機能を移譲させたり、民間児童発達支援を活用したり、指定管理者を導入するなど、民間の活用をすべきです。障害児の相談や発達支援を行う事業を公営が独占している限り民間は増えずになり、結果として民間が育たなくなり、増加する障害児に対して対応がますます困難になるという悪循環になるのではないのでしょうか。民業圧迫にもなっていると思います。発音のリハビリなど市町村が言葉の相談室などで無料で行っていますが、医療機関でも同様のことを行っています。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 133 | 80 | 42 | 45 | 協議の場を設置しただけで、連携も構築も進んでいない市町村へ先行している市町村との交流、研修を指導いただきたい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 134 | 33 | 42 | 45 46 | 45・46を歓迎します。 加えて医療的ケア児が希望すれば特別支援学校に通えるような施策を入れてください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 135 | 286 | 42 47 | 45 81 | ・医療的ケア(酸素療法)をしている病児が、保育園や幼稚園で入園を断られるケースがありますが、看護師の配置を進めるなどして適切な支援を行うように指導してほしい。(入園の条件として親の付き添いが求められるなど) | C | 御意見を参考にさせていただきます。 | |
| 136 | 81 | 42 | 46 | 医療コーディネーターの役割を明確にしていきたい。関係機関との連携、研修を重ねていただきたい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 137 | 11 | 42 | 47 | 身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するのに、包括的な事業展開をする相談支援事業所では、無理な地域が出てきます。せめて相談支援員の増員をお願いします。 | B | 御意見を踏まえ計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 138 | 12 | 42 | 49 | 入所施設が足りていないです。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 139 | 34 | 42 | 49 | 49を新設するなら同時に入所施設も設置を計画し待機者を支援してください。 国も埼玉県状況を理解しているので計画に乗せても支障ないのではないのでしょうか。 | D | 国は入所施設から地域生活への移行を積極的に推進する観点から施設入所者数の削減を基本としています。このため県が独自に入所施設の整備計画を策定することは大変難しい状況にあります。 | |
| 140 | 154 | 42 | 49 | 「入所施設から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。」 〈修正案〉 入所施設から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう、地域移行支援の契約前の「前段階支援」やコーディネートのための支援策や、体験外出・体験宿泊の際に在宅福祉サービスを利用できるようにする等、必要とされる施策の拡充について国に働き掛けます。 〈修正理由〉 上項目に同じ | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 141 | 240 | 42 | 49 | 入所施設等からの地域生活移行を進めると同時に、地域生活している人が入所支援に頼らざるを得ないような支援体制を作っていくことは重要でありそういった支援体制があれば、入所施設等からの地域生活移行もスムーズにいくと思われるので、以下の分を追加すべき。 〈追加案〉 また、すでに地域生活をしている重度障害者の暮らしも参考にしつつ、住み慣れた地域で暮らし続けられるような支援体制を構築し、結果として施設入所者の削減を目指します。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 142 | 257 | 42 | 49 | 入所施設等からの地域生活移行に限らず、希望する人がスムーズに地域での暮らしを実現するために、自立生活体験プログラムを実施している事業所に積極的支援をお願いしたい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 143 | 13 | 43 | 50 | コロナ禍で、保健・医療・福祉、それぞれが対応に圧迫された状況で、地域を包括することが可能ですか？各圏域に1箇所以上ではなく、各市町村に1箇所以上として下さい。 | B | 計画にも記載していますとおり、各市町村と圏域に1カ所以上としております。 | |
| 144 | 14 | 44 | 57 | 「自立支援協議会にお金を払ったからおしまい」ということにならないようにしてください。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|----------|---|---|--|--|
| 145 | 155 | 44 | 57 | 「精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。」 〈修正案〉 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、ピアサポートを活かした地域移行支援や地域定着支援など、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。 〈修正理由〉 地域の一員として安心して自分らしい生活ができるためには、ピアサポートは不可欠。 | C | 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムを構築する市町村支援を引き続き行います。支援には地域移行、地域定着支援を始め、協議の場の設置や、関係者の連携構築等の支援等あり、ピアサポートの活用も含め市町村支援を引き続き行ってまいります。 | |
| 146 | 156 | 44 | 58 | 「また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。」 〈修正案〉 また、障害児(者)が身近な地域の人々の中で、生活支援や介助や居住支援を得ることができる障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業、生活ホーム事業を実施する市町村を支援します。 〈修正理由〉 これらの県単事業は単に国の障害福祉サービス利用ができるまでのつなぎという次元にとどまらず、よりインクルーシブな施策として、拡充すべき | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 147 | 241 | 44 | 58 | 総合支援法による障害福祉サービスと並列して障害児(者)生活サポート事業と全身性障害者介助人派遣事業が記述されているが、これらの県単事業は総合支援法の障害福祉サービスを補完するものではなく、身近な地域の人や事業所により、その人の暮らしに合わせた柔軟な支援を受けることができる重要な制度。生活サポート事業については、施策番号60で別途記載があるので、それでいいと思うが、全身性介助人派遣事業についても、生活サポート事業と同様別途記載すべき 〈修正案〉 施策番号58 から「また、障害児」意向を削除 〈別途追加〉 障害者が自ら介助人を探し育て、地域生活と社会参加に必要な介助を得ることができると同時に、障害のない市民が障害のある市民とかかわるきっかけとなり、結果として障害者理解を進め地域福祉を担う人材を育てることができる、全身性介助人派遣事業の充実に努めます。(再掲) | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 148 | 258 | 44 | 58 60 | 使い勝手が良い障害児(者)生活サポート事業、地域でともに生活する手段となっている全身性障害者介助人派遣事業の拡充を望みます。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 149 | 82 | 44 | 59 | 県内の医療的ケア児を把握しているのでしょうか、現在レスパイトが出来ない家族が存在している事を認識しているのでしょうか、医療型短期ショートステイを増やしていただきたい。 レスパイト事業に1日2万の補助金を県と市町村で出して頂いているが、この補助金事業を実施していない市町村の対象者に対して県の補助金はどうか考えればよいのか教えていただきたい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 150 | 15 | 44 | 60 | 「迅速かつ柔軟に対応」できていません。「可能な限り、迅速かつ柔軟に対応」として下さい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 151 | 59 | 44 | | (2) サービス提供体制の充実について 肢体不自由児が通える療育機関が県南部地域には不足しており、多くの肢体不自由児が都立北療育園や心身障害児総合療育医療センターに通所している状況がある。県内の居住地域に通える療育施設が無いために、横の繋がりが出来ず、ケアラーを担っている母親が孤立しやすい状況にある。 また、医療的ケア児については、家族、医師、看護師のみしか認められていないケアが日常的に多くある場合、ほとんど預ける先が無い。24時間在宅で生活を共にする家族の負担は大きく、昼夜問わず行う痰の吸引や体位交換で細切れの睡眠となり、息つく暇もなくケアに追われる。特にメインでケアラーとなる事が多い母親は、気力、体力、時間的にも就労することは困難となり、共働きが多い若い世代にとっては経済的な負担も大きい。以上の事から下記3点を希望する。 ・県南部(川口市、戸田市、蕨市)地域に心身障害児のための療育センターを設置すること ・上記施設内に気軽にレスパイトを利用できる施設を設置すること ・預け先が確保できずケアラーの就労が困難な状況にある場合の手当 | E | 頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 152 | 24 | 44~ 45 | | 視覚障害者等の自力での読み書きに困難がある人に対する「代読・代筆サービス事業」を地域生活支援事業として実施して欲しい。 現在視覚障害者は、外出時については同行援護事業の一部として、在宅時にはホームヘルプサービスの中で、郵便による各種手続きへの対応を行っているケースが多いが、利用者にとっては非常に制約が多く、十分に利用出来ていない。ぜひ、独立した事業として、代筆・代読サービスを位置づけて実施すると共に、サービス提供者の育成も行って欲しい。 代筆・代読には専門的なスキルが必須であり、プライバシーや個人情報保護の観点からも、専門のサービスが必須です。 | C | 地域生活支援事業において代読・代筆サービスの実施主体として位置づけられている市町村に働き掛けてまいります。 | |
| 153 | 25 | 44~ 45 | | 今後行政や民間事業におけるデジタルトランスフォーメーションの進展によって、オンラインによる手続きが可能になる場合、音声読み上げや文字拡大などの補助ソフトを利用することで、視覚障害者が自力での文書の読み書きが可能となる事が期待できる。(この意見を書いている筆者も視覚障害者であり、音声ソフトを利用して独力で資料を読んで意見を書いている。)行政手続きや日常生活に必要な各種サービスの手続きにおいて、アクセシビリティが確保されると共に、より多くの視覚障害者がパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を活用できるように、訓練の推進についても、リハビリテーション施設や民間の協力も得て注力して欲しい。 | C | 現在、パソコン教室や、埼玉県障害者ITサポートセンターにおける相談・訪問サポートなどを実施しています。御意見を踏まえ、今後の社会情勢にあった内容を検討してまいります。 | |
| 154 | 28 | 44~ 45 | | 意思疎通支援事業の必須事業に代筆代読サービスを入れてください。 意思疎通支援「代読・代筆」事業については、地域生活支援事業の都道府県及び市町村必須事業として、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業実施ができることとなっています。 「地域生活支援事業実施要綱」(平成28年3月30日改正)において、事業対象者を意思疎通を図ることに支障がある障害者等と明確化され、視覚障害者もその中に含まれることとなりました。 その事業内容として、代筆、代読、点訳、音声訳等による支援事業なども含まれることになりました。しかし、まだまだサービス内容や支援者の育成などが明確になっていません。同行援護や家事援助の中の代筆代読でなく、代筆代読サービスとして独立した事業を取り入れていただきたいと願います。 | C | 地域生活支援事業において代読・代筆サービスの実施主体として位置づけられている市町村に働き掛けてまいります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|---|---|---|---|--|
| 155 | 68 | 44~ 45 | <p>1. 地域生活支援体制の充実 (2)サービス支援体制の充実に、「代読・代筆サービス事業」を入れてほしい。 障害者総合支援法で、任意の事業ではあるが「代読・代筆サービス事業」を地域生活支援事業として位置づけられている。さいたま市に確認をしたところ、代読・代筆事業は埼玉県の事業であり、県と連携を図るとのお答えだったため、ぜひ県の事業として入れてほしい。単独での「代読・代筆サービス事業」が必要な理由は、次の4点である。</p> <p>1. 家事援助で代読・代筆を利用してしまうと、肝心の家事援助を十分に受けられない。</p> <p>2. 同行援護の代読・代筆支援は、外出先でしか利用ができない。</p> <p>3. 行政手続きには、紙と印鑑ベースが根強く残っており、デジタル化も遅れているため視覚障害者の努力だけでは、窓口等での手続きが独力ではできない。(埼玉県デジタルトランスフォーメーション計画が施行され、アクセシビリティが確保されれば、IT利用が可能な視覚障害者が独力で手続きができる可能性が高まり、代読・代筆サービス事業の負担も軽減されることも考えられる。)</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症で、3蜜を回避するようにとの行政からの要請が出ており、同行援護を利用したり、混んでいる窓口に行くことが非常に難しくなった。</p> | C | 地域生活支援事業において代読・代筆サービスの実施主体として位置づけられている市町村に働き掛けてまいります。 | | |
| 156 | 16 | 45 | 61 | 地域生活支援事業を、自立支援協議会に委ねている市町村では無理です。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 157 | 327 | 45 | 64 | 「発達障害児(者)及び高次脳機能障害者(児)に対する相談支援に携わる市町村などの関係機関の職員に対する研修を充実します。」とありますが、てんかんの相談支援はどうなっているのでしょうか。不勉強で申し訳ありません。 | E | 県では、埼玉医科大学病院をてんかん診療拠点機関として指定しています。てんかん診療拠点機関では、てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援を行っています。 | |
| 158 | 268 | 45 | 65 66 | ●障害者が地域で暮らしていくためには介助者が必要不可欠です。しかし、雇いたくても賃金が他の職業に比べ圧倒的に低い ため常に人材の確保に苦しめられています。一人の人への過重労働を避けるためにも介助補償を、せめて公務員給与に準ず る金額で雇える予算を確保して欲しいです。介助者は拍手や感謝だけでは生活していけません | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 159 | 263 | 45 | 66 | サービス管理責任者及び相談支援専門員に対する研修、初任者研修及び現任研修の回数を増やしてください。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 160 | 17 | 45 | 67 | コロナ禍でも行うのですか？ | C | 合同入職式については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、開催を検討してまいります。 | |
| 161 | 70 | 45 | 67 | (3)福祉を支える人材の確保及び人材の育成、研修の充実 何故、人材不足なのかの現状が把握されていない。「合同入職式」「研修」があげられている。 「人権を守る」「障害の理解」などの初任者研修では必要である。また自分の職場だけでなく、他の職場もみえることも必要だ と思う。 職員の募集をしても、募集が0という現状がある。福祉の職場が魅力がないということなのか。対人の職場で専門性も求められ ているのかかわらず、給与が低いということが第一義的に上げられる。報酬単価の改正で給与を保証すると国は言っている が、低賃金であることはかわっていない。給与の改善を県で検討することが必要と思われる。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 162 | 95 | 45 | 67 | 合同入職式は、人材確保対策ではなく「定着支援」です。「多様な人材確保対策にとりくむ」とすべき。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 163 | 120 | 45 | 67 | (3)福祉を支える人材の確保及び人材の育成、研修の充実 ・人材確保のための新規施策としては、あまりに悲し過ぎる。この仕事に飛び込みたい、働き続けたいと思える処遇の発信なく して、この施策には繋がらない。 ・2019年「賃金構造基本統計調査」による月額平均賃金を見る時(全産業平均 33.80万円、福祉施設介護員 24.45万円)この 格差は正に喫緊の課題であり、県としての積極的施策が必要。 ・地域移行の中心を担うグループホームの職員は、きょうされん埼玉の調査(2019年)によれば60才代32%、70才代22%。継続 していけるかが日々の課題になっていることも念頭に人材確保策の明示を。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 164 | 157 | 45 | 68 | 「障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します」 <修正案> 障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します。また、全身性障 害者介助人派遣事業や手話奉仕員養成事業など、障害者自身が福祉を支える人材育成・研修を担うことの重要性を踏まえ、こ れらの事業を実施する市町村を支援します。 <修正理由> 障害者自身が人材育成に関わることの重要性を認識すべき。 | C | 全身性障害者介助人派遣事業等の事業を実施する市町村の支援については、施策番号581において対応させていただきます。 | |
| 165 | 324 | 45 | | ○人材確保は重点課題とおさえ、県として処遇改善を支援します。 私の働く法人には、18ヶ所のグループホームがあります。行き場のない入所希望者県内あちらこちらから入所してきていま す。悩みは、職員不足！。足りないところは日中の職員がフォローに入る。フォローに入った職員は休みを取らなければならない 。日中の職員が不足する。慢性的な職員不足に悩まされる結果になっています。 職員の思いは、将来も安心して働き続けられる職場です。結婚して子どもを産み育てながら安心して働き続けられる職場。年 金や健康保険、各種手当の充実や、年休の保障などです。 第5章 施策の展開 (3)人材の確保 がこんなに後ろなのかとがっかりします。福祉は「人」です。どんな計画を実行するにも 人材がなければ出来ません。67 合同入職式などは必要ありません。新規の入職者には準備金として2万円の支給をするな ど、具体的な事で県の姿勢をアピールしてほしいのです。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 166 | 18 | 46 | 72 | 埼玉県が先駆けて調査したことは高く評価できると思います。ヤングケアラーが取り残されないよう、お願い致します。 | E | ヤングケアラーに関する相談支援の取組を推進するに当たり、御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|-----|-----|----|----------|--|---|--|
| 167 | 328 | 46 | 72 | 「市町村におけるケアラーの相談支援体制を強化するため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施します。」とありますが、地域包括支援センターでは県から突然いろいろな話がある、と戸惑っている様子。先日、認知症の相談員をセンターに配備したのでご利用ください、というチラシがあったので、聞いてみたら、その話も突然来たのでやむを得ず保健師の資格を持っている人の名前を書いておいたとのことでした。業務が多すぎるのかもしれませんが。それでも、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員等が様々な障害及び障害児(者)に対する理解と認識を一層深めるため、研修を充実します。という所など、期待したいと思います。 | C | ケアラー支援のために、地域包括支援センターも含め、相談支援機関におけるケアラー支援への理解が必要です。御意見を参考に取組を進めてまいります。 |
| 168 | 158 | 46 | 73 | 「法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取り組みなどを相互に生かしながら、市町村が住民の福祉ニーズに応えるため、市町村地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進を地域福祉支援計画に基づき支援します。」 〈修正案〉 法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや生活課題をもつ人自身と他の住民・ボランティア団体などによる支え合いの取り組みなどを相互に生かしながら、福祉サービスを必要とする住民が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう市町村地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進を地域福祉支援計画に基づき支援します。 〈修正理由〉 原案では地域福祉計画ができた目的が不明確。 | B | 御意見の趣旨は地域福祉支援計画に盛り込んでおり、ここでは地域福祉支援計画の概要を説明する内容としています。 |
| 169 | 19 | 46 | 73 74 | 計画を策定したら、県から予算が下りますか？ | E | |
| 170 | 159 | 46 | 74 | 「市町村が障害当事者の声を聞きながら障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定、改定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に展開できるよう支援します。」 〈修正案〉 市町村が共生社会の実現に向け障害当事者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するため、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定、改定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に展開できるよう支援します。 〈修正理由〉 原案では計画の目的が不明確。 | D | この施策は、市町村が計画を策定することを県は支援するといった内容であり、計画の目的を内容とはしていません。 |
| 171 | 20 | 47 | 78 | 各市町村に地域活動支援センターの設置を義務づけて下さい。 | E | 市町村において、各地域の状況に応じ検討していただくよう努めます。 |
| 172 | 49 | 47 | 78 | 「日中活動の場の確保に対する意見書」 (新)障がい者若年層のための日中活動センターの新規創設 (新)障がい者高年層のための日中活動センターの新規創設 ◎双方で独立した活動センターの新規運営 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 |
| 173 | 96 | 47 | 78 | 障害の重度化・高齢化がすすんでおり、更に医療的ケアが必要となっている現状をふまえ「看護師の常勤配置」を記述すべき。 | E | 支援に必要な適切な人員配置がされるよう、引き続き国に要望してまいります。 |
| 174 | 339 | 47 | 78 | 障害をもつ方の余暇の充実について、公的な取り組みを期待しています。現在は家族依存になっているご家庭がほとんどです。サポート事業と関わりのある障害のある方でも、支援員と買い物したり、ボーリングしたりと消費が多い取り組みに偏りがちであり、さらに1対1での当事者と支援者という関係がほとんどです。 障害のない人は、自分で友達を誘って余暇を作りだすことができますが、障害のある方の多くは、自分では余暇を作りだすことができません。家族依存ではない余暇の過ごし方を目指し、さらにサポート事業等の支援員と1対1ではない、小集団としての取り組みができるための計画を望みます。 公民館等の公的な場所で、もっともっと参加しやすい取り組みを検討してほしいです。 障害を持つ方の余暇を過ごすための計画とともに、いろいろなNPO等の団体への余暇の過ごし方に関する補助金もお願いしたいです。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 |
| 175 | 21 | 47 | 79 | 各市町村にこれらのサービスを提供する事業所を招致するよう、働きかけて下さい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 |
| 176 | 160 | 47 | 81 | 「保育所等を利用する障害児が他の児童との集団生活に適応できるよう保育所等を訪問して、障害児の身体及び心身の状況やその置かれている環境に応じて専門的な支援を行う事業所の運営を支援します。」 〈修正案〉 保育所等を利用する障害児が他の児童との集団生活に適応できるよう保育所等を訪問して、障害児の身体及び心身の状況やその置かれている環境に応じて、保育所等での環境(他の子どもを含む集団の環境を含む)やそこで行われている教育や活動本人の特性との両方を適切にアセスメントすることにより専門的な支援を行う事業所の運営を支援します。 〈修正理由〉 「集団生活への適応」とは、対象となる子どもを集団生活に合わせるのではないことを明確に。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 |
| 177 | 221 | 47 | 82 | 児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営を支援していただくのは有難いのですが、障害特性への理解が浅い異業種からの参入が目に見えます。 発達障害に関しては、職員の専門性が高くないと利用者がパニックを起こしてしまったり、他害・自傷を起こす確率が高くなるうえ、障害特性の理解のない職員からの虐待の対象になっています。書類が揃ったら許可するというのではなく、その「質」を見極めることを大切にしたいと思っています。 そのため、この事業と併せて「専門性を把握するための埼玉県独自の書類の作成に着手する」など、不適切な対応をする事業所の参入を押さえる具体的な内容を加えてください。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|--|--|---------------------------------|---|
| 178 | 196 | 47 | 日中活動の場の確保 (1)日中活動系… タイトルが間違っていると思います(誤解を招く)。障害者は「日中」(陽のある内)のみ存在するものではありません。ところがこのタイトルなので、対象となる施策が狭くなっています。ですから「安心して過ごせる場の確保」すべきです。 そのため地域活動支援センターやデイケアは視野にあるものの、ナイトケアなど夜間の居場所が抜け落ちた「計画」になっています。ぜひ再検討してください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | | |
| 179 | 83 | 48 | 84 | 人数、ニーズの把握、必要な支援はどのように把握するのでしょうか。 | E | 市町村と連携し、把握に努めてまいります。 | |
| 180 | 22 | 48 | 85 | 89 | 各市町村に福祉サービス第三者評価事業を行うよう、義務づけて下さい。 | D | 福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織である全国社会福祉協議会が作成するガイドラインにより、都道府県単位で実施することとされています。 |
| 181 | 117 | 49 | 91 | 92 | * サービスの質の向上に関して、施設入所支援に職員配置基準を設けることは緊急課題。以下の実態を念頭に国への要望はもろろん県としても独自策を講じる必要がある。入所施設が閉鎖的管理的の要因である。 ・入所施設の夜間は、施設入所支援事業となっており職員の配置基準がなく、日中の生活介護の職員で夜間をまかなうことになっている。 ・土日の日中に生活介護の報酬がつかない制度は、高齢化が進み多くの人が帰省できない状況の中、ほとんど外出もできず、余暇活動も貧しくならざるをえない。 ・重度化・高齢化が進む中、支援現場は制度と実態の乖離に命を守ることさえ危うい状況になっている。 | E | 支援に必要な適切な人員配置がされるよう、引き続き国に要望してまいります。 |
| 182 | 75 | 49 | 93 | 3 住まいの場の確保 (1)施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 ・プライバシーの配慮のために個室化は必要だと思います。ただ、高齢化・重度化の対応はこれに加え、支援員や看護師等のさらなる配置が必要です。実態を検証し、適正な配置を課題として下さい。 ・利用者の人権を擁護し虐待を防止するためには、指導・監査、評価という視点とともに、施設入所支援の職員配置・処遇等の改善のための検証が必要だと思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 183 | 203 | 49 | 94 | 入所施設において、土日に帰省できない方も多く、また夜間の支援を必要とする方も多くいます。 土日や夜間も適切な支援ができるような施策をぜひ県独自で行っていただきたいと思います。 そのことが、ひいては福祉施設の職員さんにやりがいを持って長く働き続けてもらえることにも繋がると考えます。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 184 | 312 | 49 | 94 | 一方、障害者支援施設を希望する障害者は1600人を上回っています。 ※下線を加える | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 185 | 340 | 49 | 94 | 医療的ケアのあるお子さんのショートステイの場所がかなり限られます。地域に医療的ケアのあるお子さんが安心して利用できるショートステイ施設が必要です。ケアする保護者は限界を超えた日々を過ごしています。社会資源で支える必要があります。 | B | 施策番号84を実施する中で計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 186 | 313 | 49 | 95 | グループホームなどを希望する障害者(待機者数約何人) ※下線を加える、何人は具体的な数を記載 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 187 | 118 | 49 | 95 | 96 | ・グループホームなどの確保・充実についても、入所施設と同様に関係者の参加による検討の場を持つことの施策を明示していただきたい。 ・障害年金2級では利用料が払えない実態に対する、改善施策の明示。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 |
| 188 | 116 | 49 | | 3 住まいの場の確保 (1)施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 ・入所施設待機者が1600人を超えている深刻な実態は、記述されているような利用者が選択できる状況にないことを、念頭に置いての施策にしていきたい。 ・表題にある「住まいの場の確保」「暮らしの場の確保」の具体的施策を明示していただきたい。 ・住まいの場、暮らしの場の圧倒的な不足は、受け入れてくれる施設がなく1か月に10か所もの施設を転々とさせられ、命を落としてしまった例が県内で起きている。入所施設の希望を相談したら「北海道の施設であれば直ぐに入れる」と言われ、体が凍る思いだったと言う高齢の母親の声がある。 ・上記のような危機的状況にあることを踏まえ、障害者団体、障害者支援事業者、利用者・家族等による検討の場を持つことの施策の明示を。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 189 | 161 | 49 | | II 3 「住まいの場の確保」 〈修正案〉 多様な住まいの確保 〈修正理由〉 入所施設も含めて、住まいであるべきという観点からそのありかたを根本的に見直す必要。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 190 | 309 | 49 | | (1)施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 「住まいの場(暮らしの場)の確保を、親なきあとのみの課題とせず、その拡充を目指し、計画作成のための協議会を設置します。」単に支援するのみでは、解決しません。それぞれの専門家や当事者を含め、一定の期間を抑えた計画を立てるべきです。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 191 | 76 | 50 | 96 | (2)グループホームなどの確保・充実 第2章 4(2)ウで、「都市部でのグループホームの整備や職員の研修」が必要。「重度障害者の受入れ可能なグループホームの整備」を検討するとされています。 上記の現状に対する施策が示される必要があると思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 192 | 97 | 50 | 96 | 重度化・高齢化に対応するため「バリアフリー化を支援します」とすべき。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|--|---|---|--|
| 193 | 121 | 50 | 96 | 「障害者の地域での自立生活のため、グループホームなどの整備促進を図ります。」については、市街化調整区域にグループホームが立てられないため、土地代が高く民間事業者が整備する際に妨げとなっているので、整備が進むように研究・検討してほしい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 194 | 204 | 50 | 96 | グループホームについても職員配置などを今よりも充実できるように県独自の施策を講じていただきたいと思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 195 | 77 | 50 | 97 | (2)グループホームなどの確保・充実 入所施設等とされていますが、中・軽度者が入所施設やグループホームから、地域生活として一人暮らしや在宅での生活に誘導されているようです。 それぞれの暮らしの場が充実すれば、選択が可能になります。数値目標による「地域移行」でなく、公的責任による暮らしの場の充実が支援計画の視点に必要だと思えます。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 196 | 162 | 50 | 97 | 「入所施設から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるように支援します。」 〈修正案〉 入所施設から地域生活への移行について、まずは入所者が地域生活のイメージを持てるよう、ピアサポーターとの交流・外出支援・地域生活の見学・体験・地域移行支援の申請支援等を行う前段階の事業の検討を含めて、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるように支援します。 〈修正理由〉 入所生活の日常からは地域生活のイメージを持っていないのは当然であり、その前段階の支援をしなければ言葉だけに終わる。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 197 | 242 | 50 | 97 | 42ページと同様の理由で以下の分を追加すべき。 〈追加案〉 また、すでに地域生活をしている重度障害者の暮らしも参考にしつつ、住み慣れた地域で暮らし続けられるような支援体制を構築し、結果として施設入所者の削減を目指します。(再掲) | E | 頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 198 | 98 | 50 | 98 | 県営住宅のグループホームなどの活用を「進めます」とすべき。 | C | 公営住宅法の趣旨上、グループホーム等の活用は、県営住宅の本来入居者の入居を阻害しない範囲で認められるべきものとされています。 | |
| 199 | 163 | 50 | 100 | 「障害者支援施設や病院から地域生活への移行を進めるため、賃貸契約による一般住宅への入居希望者を支援する居住サポート事業が市町村において実施されるよう働きかけます」 〈修正案〉 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整に係る支援を行う居住サポート事業を、他の事業と組み合わせることで障害者支援施設や病院から地域生活への移行を進めることができるよう市町村に実施を働きかけます。 〈修正理由〉 一般住宅への入居が困難な状況にある知的障害者・精神障害者等を支援する居住サポート事業に加え、体験外出や体験宿泊その他の支援を行うことにより、地域移行に活かすことができる。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 200 | 164 | 50 | 103 | 「県営住宅での車椅子対応住戸などの整備を促進します。」 〈修正案〉 県営住宅での車椅子対応住戸などの整備を促進します。また常時介護を要する障害者について、介助者が常時滞在できるように単身であっても世帯用住戸の利用を認める等の合理的配慮について検討します。 〈修正理由〉 常時介護を要する障害者の地域での自立生活を公営住宅は率先して受け止める必要がある。 | C | 県営住宅では、一般に同居者を名義人の配偶者と一親等以内の者と限定していますが、介護が必要な高齢者や障害者等については範囲を拡大し、6親等内の血族又は3親等内の姻族にも同居を認めています。 | |
| 201 | 165 | 51 | 107 | 「手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。」 〈修正案〉 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することをめざし、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。 〈修正理由〉 手話はろう者の言語であるとともに、ろう者以外の者がろう者と共に生きるための言語であることの明確化が必要。手話通訳者の養成や派遣の質の向上についてもろう者の関りは欠かせない。 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することをめざし、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。 |
| 202 | 356 | 51～55 | | コミュニケーションの支援 聴覚障害者、視覚障害者のみしかコミュニケーション手段の充実の施策が提示されていない。 発達障害者、知的障害者の意思決定支援、情報伝達の確保についてもコミュニケーションの支援の充実に、施策に反映させるべきである。 | C | 頂いた御意見の趣旨を踏まえて施策を進めてまいります。 | |
| 203 | 166 | 52 | 116 | 「聴覚障害児が早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。」 〈修正案〉 聴覚障害児が早期に適切な支援を受け、他の児童と平等に権利を保障され共に育つことができるよう、保護者などからの相談及び児童自身の意見を考慮し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 〈修正理由〉 原案には人工内耳への期待が潜んでいるように感じられるが、中途失聴ではなく児童の場合、音が聞こえても言葉として認知される度合いは個体差が大きく、併せて手話を身に付けることの重要性は大きい。 | A | 原案において、人工内耳と手話との間に優先順位をつける意図はなく、御指摘のとおり人工内耳と併せて手話を身に付けるなど多様な選択があると考えています。頂いた御意見を踏まえ、一部修正します。 | 聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----------------|---|---|--|--|
| 204 | 167 | 52 | 117 | 「聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。」 〈修正案〉 聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、また聴覚障害者その他の者が手話により心を通わせ共生できる埼玉県をつくるために、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。 〈修正理由〉 埼玉県手話言語条例第九条に「情報へのアクセス」があるが、条例はそれにとどまらず「思考」、「意志疎通」、「文化」、「共生」としての手話を規定している。 | D | 本施策は情報アクセスを担保するためのものであり、修正案については他の施策で実現するべきものと考えます。 | |
| 205 | 168 | 53 | 120 | 「埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複障害者を含む)に対する理解・啓発を推進します。」 〈修正案〉 埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複障害者を含む)に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者の協力を得て推進します 〈修正理由〉 手話言語条例に書かれていること。 | A | 頂いた御意見のとおり修正いたします。 | 埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複障害者を含む)に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者の協力を得て推進します。 |
| 206 | 169 | 53 | 122 | 「手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。(再掲)」 〈修正案〉 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することをめざし、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。 〈修正理由〉 再掲 | A | 頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。 | 手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することをめざし、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。 |
| 207 | 170 | 54 | 134 | 「県立図書館において、施設の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの県内公立図書館等の取組を促進します。」 〈修正案〉 県立図書館において、施設の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどに取組むとともに、県内公立図書館等の取組を促進します。 〈修正理由〉 県立熊谷図書館のエレベーター設置を率先して行うべき。 | C | 県立図書館においては、施設の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの取組を実施済みです。 なお、県立熊谷図書館の施設においてエレベーターを設置することは構造上の課題もあり、早急に対応することは困難であるが、施設全体の老朽化も進んでいることから、今後検討を進めてまいりたいと思います。 | |
| 208 | 287 | 56 | 144 | ・障害者交流センターの機能の充実を図る上で、ICT環境の整備は、今後ますます必要になります。オンラインによる会議やその支援もより充実させてほしい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 209 | 192 | 56 | 145 | 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めます。また、障害者の社会参加に必要な各種事業(全身性障害者介護人派遣事業など)を実施します。(再掲) | B | 全身性障害者介護人派遣事業等の事業の実施については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 210 | 243 | 56 | | 障害者自身が介助人を探し育てることが必要な全身性介護人派遣事業は、介助人を探すこと自体が社会参加と言え、介助人側からすると、頼まれること自体が障害者との交流機会となるので、(1)交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大の施策として追加すべき 〈追加案〉 障害者が自ら介助人を探し育て、地域生活と社会参加に必要な介助を得ることができると同時に、障害のない市民が障害のある市民とかかわるきっかけとなり、結果として障害者理解を進め地域福祉を担う人材を育てることができ、全身性介護人派遣事業の充実にも努めます。(再掲) | B | 全身性障害者介護人派遣事業等の事業の充実については、施策番号58において対応させていただきます。 | |
| 211 | 54 | 57 | 149 ～ 152 | 「外出や移動の支援」とあるが、通学が含まれていない。 学校が用意しているスクールバスは、看護師が同乗していない。児童しか乗車出来ない。保護者が同乗してはいけない。 これでは、人工呼吸器を使用している児童はバスを利用出来ない。 よって、自家用車・介護タクシーでの通学になるが、共に金銭的な支援が無く、全て家族まかせの家族負担になる。 他県にはある支援であるので、是非埼玉県にも構築いただきたい。 | C | 通学費については、個別的な事項であるため、本計画には記載しませんが、御意見として参考にさせていただきます。 | |
| 212 | 264 | 57 | 151 | 特に、共同生活援助(グループホーム)の入所者に対する移動支援事業の実施を市町村に対して強く促してください。市町村によりその対応にばらつきがあります。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 213 | 288 | 57 | 151 | ・障害児者の外出で使う移動支援サービスを、臨時的な通学や通勤にも利用できるようにしてほしい。(常時ではなく、急に親の都合がつかない時や本人の体調不良のときにも利用できるように) | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-------|---|---|------------------------------|---|-----------------------------|
| 214 | 60 | 57 | II-5 社会参加の支援 (3) 外出や移動の支援について 医療デバイスを多く抱え、公共交通機関を利用することは現実的ではなく、福祉車両の購入を余儀なくされるケースが多い。外出の際の車内の道中も容易ではなく、車の揺れにより上がってきた痰を吸引しつつ、パルスオキシメーターを確認しながらの運転になる。ケアラーが一人で運転とケアを担うことは危険が伴う。以上の事から下記2点を希望する。 ・医療デバイスを多く抱える児童に対する福祉車両購入費用の助成 ・超重症心身障害児が福祉タクシーを利用する場合は、1回利用負担500円にする等の利用サービスの拡充 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | | |
| 215 | 99 | 59 | 159 | 障害者のスポーツを保障するために、「特別支援学校の体育館やプール開放をすすめます」と追記。 | B | 既に「県立学校体育施設開放事業」として、特別支援学校の体育施設の開放事業を実施しており、対応済となっております(県立高校との併設校、病院の院内学校、分校を除く)。 | |
| 216 | 171 | 61 | 164 | 「障害者の本県職員としての採用を推進するため、職域の拡大や職場環境の整備に努めます。さらに、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障害者を採用します。」 〈修正案〉 障害者の本県職員としての目標雇用率達成を目指すとともに、障害のある職員それぞれの特性を踏まえつつ、全ての職員がお互いに協力し、だれもが働きやすい職場づくりを進めるため、職域の拡大や職場環境の整備に努めます。さらに会計年度任用職員として障害者を採用し、障害者の雇用を一層推進するとともに民間企業への正規就労に繋げる取組を実施します。 〈修正理由〉 原案では、県が作成した障害者活躍推進計画の中身が反映されていない。 | C | 取組内容を示す簡潔な記載として原案が適切と考えます。 埼玉県障害者活躍推進計画の趣旨を踏まえ、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。 | |
| 217 | 310 | 61 | 164 | 「さらに、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障害者を採用します。」→前段に「将来に向けての条件改善を前提とした本人の同意をもとに」本人、あるいは後見になる人の同意を大切にすべきです。 | D | 会計年度任用職員としての採用は、本県への正規職員としての就労を前提にしたものではなく、障害者の雇用を推進するとともに、民間企業等への正規就労に繋げる取組です。 なお、正規職員としての就労については、障害者を対象とした採用選考を毎年度実施しています。 | |
| 218 | 289 | 61～62 | 168～170 | ・障害者雇用総合サポートセンターや市町村の就労支援センターが連携して支援を進める上で、窓口がどこからでも適切な支援につながるようネットワーク化が重要です。どこに相談しても必要な支援につながるよう具体的な連携システムを検討してほしい。とくに、就職後の定着を図る支援が必要です。仕事に就いても、短期間で辞めることになるのは、体調に波がある障害や病気への理解が職場の上司や仲間にも得られないため。ハローワークの職員やジョブコーチへの研修も必要です。 | B | 障害者雇用総合サポートセンターでは市町村障害者就労支援センターにおける支援スキルの向上を図るため、就労支援業務の全体を通じて相談・支援を行っています。御意見のとおり、今後とも関係機関との連携を図ってまいります。 | |
| 219 | 290 | 61～62 | 168～170 | ・障害者の定義に難病患者も含まれると明記されていますが、就労に関しては、障害者手帳の有無で企業の対応がまったく違って来るため、手帳の無い難病患者は実際のところ「障害者」という枠組みから外れてしまっているのが現状です。手帳のない難病患者の就労支援について具体的な施策が必要です。 | C | 県では、難病患者の雇用に対する理解を深めるため企業の雇用管理担当者等を対象に、難病患者の就労支援に関する研修や情報提供を行っています。御意見の趣旨については、業務を実施する際に参考とさせていただきます。 | |
| 220 | 23 | 61～67 | | 近年、服用する薬の向上などにより、軽症化している若年層の精神障害者への就労支援は手厚いものを感じるが、就職氷河期以前に罹患した精神障害者への支援は貧しいものを感じる。ひっ迫している障老介護の問題なども考慮し、丁寧かつ柔軟な対応をお願いしたい。 | C | 御意見を参考にし、精神障害者受入企業の拡大と就労環境の整備への助言など取り組んでまいります。 | |
| 221 | 172 | 62 | 171 | 「本県の公立小・中学校及び県立学校の本採用教職員として、障害者の採用に努めます。さらに、事務補助や環境整備補助等の会計年度任用職員として、障害者の雇用に努めます。」 〈修正案〉 本県の教育委員会の障害者雇用率が法定雇用率に満たない状況の下、新たな職務の創出、合理的配慮の提供により、本県の公立小中学校及び県立学校の本採用教職員として、障害者の積極的採用に努めます。さらに、障害者が安定して長く勤務できるよう、障害特性に応じた柔軟な勤務形態として、事務補助や環境整備補助等の会計年度任用職員として、障害者の雇用に努めます。 〈修正理由〉 原案では、県が作成した障害者活躍推進計画の中身が反映されていない。 | C | 県教育委員会は、令和2年12月14日時点で、法定雇用率を達成したところです。 施策は、埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画に基づいて実施いたします。なお、計画の実施状況について、毎年度、外部有識者による点検評価を行い、施策に反映するため、障害者支援計画へ細部を記入することは省略しています。 | |
| 222 | 199 | 63～65 | | 難病患者、特に内部障害者は障害の程度が見た目からは分からず、先週できたことが今週は体調が悪くてできない、など仕事量の調整が難しいです。使用者からみたらとても使いにくい労働力なため離職率も高いと聞きます。ハローワークで紹介していただく企業や団体の障害者雇用率の数字とともに、その後の勤務年数、離職率なども調査して、わかりやすく情報開示していただきたいです。内部障害者がどのような企業、職種なら長く働けるのか、などがわかるようになると思います。障害者雇用率の虚偽報告のこともありましたので、実態確認や離職率を減らす工夫について、行政から強く働きかけていただきたく思います。 | D | ハローワーク(国)で紹介している企業での勤務年数や離職率についてはハローワークが所管している情報であるため情報開示は困難です。 県としましては、引き続き、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、事業者や支援者に対する普及啓発に努めてまいります。 | |
| 223 | 200 | 63～65 | | 病児の親たちも共働きが増えました。親たちは一般企業で働きながら、病児者の対応についてもノウハウをもっています。行政が「支援」するだけでは障害者の雇用の場を増やせないのであれば、特例子会社を作りたい企業と病児の親の団体との橋渡しをしたり、公民館の受付業務など公共施設の業務(比較的時間が定まっており残業がない)を、難病患者採用を積極的に行う、など…「結果」が出せる仕組み作りや政策を実行していただけますようお願いいたします。 | E | 障害者雇用総合サポートセンターでは、特例子会社の設立を考えている企業に対し、引き続き支援を行ってまいります。 | |
| 224 | 173 | 64 | 178 | 「大学生の障害者が在学中に必要なに応じて適切に就労移行支援事業所を利用できるよう、関係機関と連携し、周知を図ります。」 〈修正案〉 大学生や専門学校生の障害者が在学中に必要なに応じて適切に就労移行支援事業所を利用できるよう、関係機関と連携し、周知を図ります。 〈修正理由〉 大学生に限らない。 | A | 御意見を踏まえ、案を一部修正します。 | 「大学生の障害者」⇒「大学や専門学校等に通う障害者が」 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|------------|---|---|--|---|
| 225 | 311 | 64 | 179 | 付記「請負単価の改善を支援します。」 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 226 | 341 | 64 | 179 | 障害者施設の日割り計算をやめ、安定して施設が運営できるような算出にしてほしいです。障害を持つ方が、将来的に高齢の親の年金に頼る、貧困な生活にならないようにしてほしいです。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 227 | 174 | 66 | 186 | 「本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験できるとともに、就労意識が醸成されるよう支援します。」 〈修正案〉 本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるとともに、県庁職員の障害や障害者に対する理解を促進し、またこうした取り組みを市町村や企業に拡大していけるよう支援します。 〈修正理由〉 障害者支援だけでなく、受け入れた職場への支援でもあること。 | A | 職場実習は県職員の障害や障害者に対する理解を促進するものという御意見を踏まえ、修正しました。 | 本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるよう支援するとともに、県職員の障害や障害者に対する理解を促進します。 |
| 228 | 244 | 66 | 186 | 県庁内の職場実習では、重度障害者も含め通っている施設を足掛かりにしながら県庁内の職場に来ることで職場の雰囲気を体験したりするケースもあるということだが、この記述のままだとそれがわかりにくい。 〈修正案〉 「本県の機関での職場実習を通して、重い障害者も含めて職場の雰囲気や仕事を体験できるとともに、」 | B | 県庁内の職場体験では既に重度の障害者も含めて参加いただいております。 | |
| 229 | 175 | 66 | 187 | 「障害者の多様な働き方(テレワーク、短時間勤務など)を企業に提案します。」 〈修正案〉 障害者の多様な働き方(テレワーク、短時間勤務、介助付き就労、福祉施設を併用して就労など)を企業に提案します。 〈修正理由〉 多様な就労はこのほかにも | C | 御意見の趣旨については、業務を実施する際に参考とさせていただきます。 | |
| 230 | 291 | 66 | 187 189 | ・テレワークの活用は、障害者や難病患者の就労においてメリットがあります。新たな働き方、多様な働き方を進めて行くために、まだ働いたことがない人も対象となるように、職業訓練としてのプログラムをつくっていく必要があります。 | C | 施策を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 231 | 100 | 66 | 188 | 県庁内福祉の店→「県内各地の県施設でも福祉の店を検討」を追記。 | E | 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
| 232 | 177 | 67 | 191 | 「重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。」 〈修正案〉 重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。さらに、職場参加や超短時間就労を支援する施策について検討します。 〈修正理由〉 身体的に重度ではないが就労困難が重度の障害者にとって、職場参加や超短時間就労が重要なステップとなるが、その支援のための公的施策が存在しない。 | C | 県では超短時間雇用をテーマとした企業向けセミナーを開催するほか、障害者雇用総合サポートセンターが企業へ雇用提案をする際に、超短時間雇用の利用を積極的に勧めてまいります。 | |
| 233 | 176 | 67 | | Ⅲ1(4)「重度障害者の就労支援」 〈修正案〉 重度障害者等の就労支援 〈修正理由〉 次項のとおり | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 234 | 259 | 68 | 196 | 産業現場における実習の拡大や職域拡大は、卒業後の社会参加にとって大変重要なことです。県庁内の「かっぱ」も一つですが、県庁あるいは県の関連施設を利用させていただいての体験実習を今後とも積極的にすすめていただきたい。その実績をもとに各市町村においても、同様な取り組みが可能であることの模範となって、助言・アドバイスをいただけるとありがたいと思います。 | C | 施策を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。 | |
| 235 | 178 | 69 | 197 | 「障害のある児童生徒の指導に当たっては、きめ細かな指導を受けられるよう個別の指導計画を作成するとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成を推進します。」 〈修正案〉 障害のある児童生徒の指導に当たっては、他の児童生徒と分け隔てられないことのない環境の下できめ細かな指導を受けられるよう個別の指導計画を作成するとともに、乳幼児期から学校卒業後まで他の子ども達と共に育ち、共に学ぶための一貫した支援を行うため、家庭や関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成を推進します。 〈修正理由〉 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する方向性を明確に。 | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 236 | 357 | 69 | 197 | (1)インクルーシブ教育システム 「個別の指導計画を作成するとともに」の前に「本人保護者の希望があった場合」を挿入する。 〈理由〉 障害のある子どものみ個別支援計画を作成するのは不当な差別的取扱いである。 | C | 個別の指導計画は、保護者と連携を図りながら個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。貴重な御意見として承ります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|-------------------|--|---|--|--|
| 237 | 179 | 69 | 198 | <p>「小・中学校の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校、支援籍等多様な学びの場を提供し、可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。」</p> <p><修正案> 小・中学校の通常の学級で障害のある児童生徒と他の児童生徒が共に育ち共に学ぶための支援を充実し、通常学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校、支援籍等多様な学びの場を提供し、可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。</p> <p><修正理由> 障害のない児童生徒が障害のある児童生徒とつきあってゆく上での支援も必要。</p> | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 238 | 205 | 69 | 198 | <p>文科省は特別支援学校にも設置基準を制定する方向で進められていますが、既存校については「努力義務」とのことです。それでは、今いる子どもたちの窮屈な環境は変わらないままになってしまいます。既存校についても設置基準に対応できるような国からの支援を増やしていくように求めています。</p> <p>国よりも一歩進んで、県独自で学校をもっと増やしていただき、また地域の支援学級の充実も進めていただき、障害のある子どもたちが学ぶ環境を選べるようにしていただきたいと思います。一日も早く、子どもたちが適切な環境で十分な教育が受けられるようにしていただきたいと思います。</p> | E | 頂いた御意見を参考にしております。 | |
| 239 | 246 | 69 | 198 | <p>普通学級で共に学ぶことを基本とすべきなので、記述の順番を以下のように変えるべき。</p> <p><修正案> 小中学校の通常の学級で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に育ち学ぶための支援を充実するとともに、通常学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校、支援籍等多様な学びの場を提供し、可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。</p> | C | 表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 240 | 359 | 69 | 198 | <p>3行目「多様な学びの場」の前に以下を挿入する。 「本人保護者が希望する場合は」</p> <p><理由> 本人保護者の同意なく分けるのはおかしい。</p> | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 241 | 193 | 69 | 198 (8) | <p>推進することにつき「可能な限り」という文言は必要でしょうか。原則インクルーシブ教育を理念とするべきところ、取り組みに後ろ向きの姿勢を感じます。また行政主体ではなく、障害児主体の目線をもっと重視してください。</p> <p>福祉分野において、地域移行が進められているのですからインクルーシブ教育の推進は待たないです。障害児も住み慣れた地域の中で育つ当然の権利と必要があります。現状は、特別支援学校に通う子供は地域の子供会に所属することもなく地域から見えにくい存在になっていると思います。地域で育つ経験なく、地域で暮らしていけないのは当事者に酷ではないでしょうか。当事者にとって真の社会性を育む機会が狭められる上に地域住民の障害者への認知、理解を得る機会が失われたままです。</p> <p>また、健常な子供が近隣の学校へ行かれる一方で、体力に不安のある障害児が遠方の支援学校まで通わなくては行けない現状は当事者から見て大変不合理です。一般的にも6歳の子供を片道1時間半かかる学校に通わせたい親はいないと考えます。</p> <p>例えば、特別支援学校のスクールバス路線を増やし、少人数のグループでより短い時間で通学できるようにしたり、特に片道1時間以上かかる場合などは、利用者2人以上などとするバス停設置基準を緩めたりするなど、児童の通学負担軽減に早急に取り組んでください。体力的な問題から、中には毎日通学できない子供もいると聞きます。教育を受ける権利の保障という観点からも改善をしてください。</p> <p>また、特に子供が低年齢のうちは重度の障害を持つ子供にも地域の学校へ通うという選択肢を一般的なものとして広げてください。どんな子供も地域から排除されないことは、障害者権利条約上のインクルーシブ教育の実現に必要なことだと考えます。</p> | E | 障害の状態や地域における体制整備の状況、本人・保護者の意向を踏まえながら、適切に対応してまいります。 | |
| 242 | 65 | 69~ 71 | 198 208 216 | <p>肢体不自由児の通学距離が長すぎるので特別支援学校を増設してください。</p> <p>医療的ケア児も、安心して通えるように、通学バスに看護師を配置してください。</p> <p>川口市には、肢体不自由児のための特別支援学校がありません。</p> <p>また、医療的ケア児は、通学バスに乗せてもらえません。</p> <p>川口市の肢体の特別支援学校の学区は、越谷でした。人工呼吸器、気管切開、経鼻経管栄養の医療的ケアがあり、また、落ち着きのない娘を後ろに乗せて、通学するのは事故を起こしそうで危険だと判断し、訪問教育を選択しましたが、本当は、通学したかったです。</p> <p>何とか通学できないかと、通学手段を探してみましたが、タクシーやサポート事業などを利用して、通学するにしても、往復で6700円と、とても毎日通学できる金額ではありません。通院などで利用していた、ヘルパーさんに横についてもらえれば、少しは安全かと思いましたが、通学には使えないということでした。</p> <p>小学1年生の終わりに娘は亡くなってしまいました。それは5年も前の話です。その間、障害者差別解消法が施行され、表向きは、インクルーシブ教育という言葉がよく聞かれるようになりました。でも、みんながみんな、地域の学校に通いたいと思っているかといえば、そうではありません。また、簡単に行けるものでもありません。</p> <p>医療的ケアの問題は、施策番号208にあるように、看護師が配置されれば、解決しそうですが、肢体不自由も、施策番号215のエレベーター等を地域の学校に増設できれば、解決できます。でもなかなか物理的に解決できないのが、知的障害です。今、知的障害児の過密解消が、埼玉県の喫緊の課題とされていますが、知的障害児のインクルーシブ教育は、進んでいないのが現状です。医療的ケアがあり、肢体不自由児で、さらに知的障害もあるとしたら、なかなか行き場がありません。</p> <p>今回の計画案の施策番号215には新たな肢体不自由の特別支援学校設置は触れられていません。予算や人数の関係で、難しいのであれば、地域の学校内に分校を作って下さい。支援籍のようなものですが、一人一人に合った個別指導と、音楽や図工、一緒に給食、集会、修学旅行など、さらにインクルーシブ教育の推進を図るためのモデル校になるのではないのでしょうか？</p> <p>健康上、通学できるにもかかわらず、遠距離のため、または通学手段がないため、訪問教育にならないように、以下の3点をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児の通学距離が長すぎるので特別支援学校を増設してください。 ・医療的ケア児も、安心して通えるように、通学バスに看護師を配置してください。 ・地域の学校内に、肢体の特別支援学校分校を設置してください。 <p>今後三年間は、過密解消の強化期間で、国が設置や改修工事の費用の1/2を持ってくれるそうなので、ぜひこの第6期の支援計画中の実現を、子供が子供の中で育てられるよう、親と子が、家の中で孤独に過ごすことのないように、なってほしいのです。</p> | C | スクールバス内での医療的ケアの行為については、安全に実施するための停車場や衛生面の確保が難しいため、ケアの実施が困難であります。 頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|---|---|---|--|
| 243 | 292 | 69 | 201 | ・教育関係者への研修の充実を図るため、福祉関係者への研修と同様に障害者・患者団体の当事者が講演する機会をもうけてほしい。 | B | 第5章の施策番号11の施策に施策により進めてまいります。 | |
| 244 | 222 | 69 | 202 | 教育現場で一番理解が必要なのは管理職です。初任者研修や年次研修だけでなく、管理職への教育を追加してください。 | B | 教職員の中には管理職も含んでおり、研修の中で理解促進を図っております。 | |
| 245 | 61 | 69 | | IV-1 障害のある児童生徒の教育の充実 (1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進について 人員が圧倒的に不足している学校教育の現場に、多くの支援を必要とする児童が共に学ぶという事はあまりにも無謀な理想像である。 ハード面の整備もほとんど手つかずの状況で、ソフト面での理解も得られる状況に達していないと考える。とは言っても障害児と共に学び、育つことは多様な個人の在り方を学ぶ機会ともなる。以上の事から下記2点を希望する。 ・通常学級の生徒が不公平に感じないような支援員の配置 ・保護者が努力してなんとか参加できるという状況ではなく、どうしたら一緒に活動できるかを受け入れ側で最大限検討すること | C | 市町村立小中学校の支援員は、市町村教育委員会が実態に応じて配置しているものです。インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を推進してまいります。貴重な御意見として承ります。 | |
| 246 | 111 | 69 | | 「(1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進」 <修正案> インクルーシブ教育の推進 <理由> インクルーシブ教育システムは多様な学びの場に分ける教育であり、障害者権利条約の第24条に掲げる教育とは反する。「共に育ち、共に学ぶ教育」を推進するためには「インクルーシブ教育」とすべき。 | D | 障害者権利条約の理念を踏まえて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みづくりを推進するという観点からインクルーシブ教育システムの構築という表現としております。 | |
| 247 | 113 | 69 | | IV1(1) <追加> 高等学校で障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶために入学選抜制度の検討を含め環境づくりを推進します。 <理由> 特別支援学校高等部の生徒増で教室不足が問題になっているが、障害のある生徒も後期中等教育として高等学校で共に学ぶようにすべきである。知的な障害や重度の障害のある生徒が高校で学ぶことを希望しても選抜制度によって阻まれているのは差別である。県教育局は長年に渡り入学選抜制度についても検討し徐々に改定を進めてきている。本計画にも入れるべき。 | C | 高等学校における障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶための環境づくりについては、P31に表記しておりますので、原案のままとさせていただきますが、頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 248 | 180 | 69 | | IV1(1) <修正案> 県公立高等学校において、共に育ち、共に学ぶ教育を推進する。障害のある生徒の県公立高等学校入学選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、不当な差別的取り扱いを行わず、合理的配慮の提供を行う。 <修正理由> 前段はなぜか計画にないので、あらためて。後段は県の選抜要領にあるあいまいな表現を法に沿った文言に。 | C | 高等学校における障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶための環境づくりについては、P31に表記しておりますので、原案のままとさせていただきますが、頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 249 | 245 | 69 | | (1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 IV共に育ち、共に学ぶ教育を推進するという表題なので、合わせるべき <修正案> (1)共に育ち、共に学ぶ教育の充実 | D | 障害者権利条約の理念を踏まえて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みづくりを推進するという観点からインクルーシブ教育システムの構築という表現としております。 | |
| 250 | 293 | 70 | 203 | ・支援員の配置が進むようにさらに市町村への支援を増やしてほしい。また支援員の資質向上を図るために、県レベルでの研修も検討してほしいと思います。 | E | 支援員は、各市町村教育委員会が実態に応じて配置しているものです。 | |
| 251 | 223 | 70 | 204 | 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けるための情報共有ツールであるはずですが、子どもの実態に変化があっても変更されないばかりか、支援の根拠のない(アセスメントではなく、教員の主観など)状態で作成されたり、教員間の情報共有に活用されてもいません。作成についてはもちろんのこと、「正しい活用の方法」も研修に加えてください。 | B | 個別の指導計画、個別の教育支援計画が見直しや活用が図れるよう指導の充実を図ってまいります。 | |
| 252 | 224 | 70 | 205 | 児童生徒が、通級指導での取り組みを在籍する通常の学級で活かすことができるようになるためにも、通常の学級教員の障害特性の理解や通級指導について正しい理解が重要です。 児童生徒が通級指導に通う意味などを正しく理解してもらおう、通常の学級教員へ「発達障害について」、それから「合理的配慮について」正しく理解をすすめるための研修も実施してください。 * 通級指導担当は、特別支援教育のエキスパートでなければ務まりません。なのに、現実には発達障害について知識を持たない人が担当になるということが起きています。そのような人事をする「管理職の特別支援教育についての理解」が早急に望まれます。 | B | 教職員を対象とした研修では、発達障害やインクルーシブ教育システムをテーマにした講義や、特別支援教育における教育活動の参観や障害のある児童生徒への指導の実践等をおして、連続性のある「多様な学びの場」や「合理的配慮」等について知識や理解を深める研修を学校研修に位置付けています。 | |
| 253 | 358 | 70 | 205 | 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が…」の後 「通常の学級で分け隔てなく学び育つ環境を充実するとともに」 <理由> 障害者権利条約24条のさす教育は分けることではないから。 | C | 障害のある児童生徒が、通常の学級で障害のない児童生徒と共に学ぶことは、多様性を認め合い、将来、地域社会の一員として共に生活していく上で大変意義あるものと考えています。貴重な御意見として承ります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|--|---|---|--|
| 254 | 35 | 70 | 206 | 206と関係する別項目として 特別支援学校の教育に関わってくださっている先生方の身分についてです。 定数内講師という制度で何年も務めてくださっている先生がいらっしゃいます。 良い先生が多いです。 児童生徒数はどんどん増え支援学校も増やさなければならぬ状況ですので正規の教員として採用してください。 本来なら三年続けてやったら 無条件に正規職員にするべきではないでしょうか。 特別支援学校における定数内講師の人数と率の公表とそれを減らす計画の策定をお願いします。 | D | 教職員の身分に関することを障害者支援計画に盛り込むことは困難です。 | |
| 255 | 36 | 70 | 208 | 医療的ケア児が学校生活をできる課題の解決に向けての一つになると思うので歓迎します。 同時に通学に必要なスクールバスでの課題についても入れてください。 | D | スクールバスでの課題については個別的な事項であるため、標記は原案のままとさせていただきます | |
| 256 | 45 | 70 | 208 | 医療的ケア児が安心・安全に学校に通えるよう、必要な体制を整えてください。 ・通学について 家族の送迎に頼らずに通学できるよう、スクールバスに看護師(看護教諭)を配置するなど、体制を整備してください。 やむを得ず家族の送迎となる場合、訪問看護ステーションの看護師が同乗できるなど、医療、福祉サービスにかかる費用の財政的支援をしてください。 | D | スクールバス内での医療的ケアの行為については、安全に実施するための駐車場や衛生面の確保が難しいため、ケアの実施が困難であります。 | |
| 257 | 46 | 70 | 208 | 医療的ケア児が安心・安全に学校に通えるよう、必要な体制を整えてください。 ・学校生活について 家族の付き添いに頼らず、学校生活が送れるよう体制を整備してください。 児童の自立を促し、家族の負担軽減をはかる方策を検討してください。 | B | 特別支援学校医療的ケア体制整備を進め、今後も児童生徒の自立を促し家族の負担低減が少しでも図れるよう努めてまいります。 | |
| 258 | 47 | 70 | 208 | 医療的ケア児が安心・安全に学校に通えるよう、必要な体制を整えてください。 ・通学、訪問教育の選択について 通学籍、訪問籍の選択を、1年ごとではなく本人の体調や家庭の状況に応じて選択できるようにしてください。 訪問籍においても、通学籍と同様に友人や先生と交流がはかれるよう、ICTデバイスの活用やスクーリング時の支援体制などを強化してください。 | B | 訪問教育ではスクーリングの機会を利用し登校ができるようにしております。 ICTを活用した遠隔による学習や体験の支援を研究してまいります。 | |
| 259 | 48 | 70 | 208 | 医療的ケア児といってもケアの内容や程度、家庭の状況などは様々です。 しかし、どの子にも学ぶ権利、教育を受ける権利はあります。 障がいの有無、医療依存度、住む地域、学校によって格差があってはいけないと思います。 医療の進歩により、在宅で過ごす医療的ケア児は年々増加しています。 医療的ケア児、その家族が、安心して過ごし、学び、社会活動を送れるように体制を構築してください。埼玉県でのインクルージブ教育の実現を願います。 | B | 特別支援学校医療的ケア体制整備を進め、今後も児童生徒の自立を促し家族の負担低減が少しでも図れるよう努めてまいります。 | |
| 260 | 53 | 70 | 208 | 現状、人工呼吸器を使用している児童への医療行為(気切吸引、口内吸引等)は対象外とされ、校内に配置された看護師では出来ない。 これにより、医療行為は全て保護者が行う事となり、常に児童のそばに付き沿う必要で、保護者への負担が大きい。 人工呼吸器を使用している児童は重度であり、絶対的に医療ケアが必要であるにもかかわらず、対象外だからと看護師の恩恵を受けられない。 医療行為の範囲を広げて、全ての児童へ対応すべき。 | C | 特別支援学校医療的ケア体制整備を進め、今後も児童生徒の自立を促し家族の負担低減が少しでも図れるよう努めてまいります。 | |
| 261 | 181 | 70 | 208 | 「医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、校内に看護師を配置するなど医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。」 <修正案> 医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校内に必要に応じ看護師を配置するなど、本人・保護者の同意の下に医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。また市町村の求めに応じて、随時専門家による巡回指導や関係者に対する研修を実施するなど、支援体制を構築します。 <修正理由> 原案では特別支援学校だけの問題であるように受け取れてしまう。 | D | 医療的ケアの必要な幼児児童生徒が安心して通学できる学校の体制を整備するため、担当課では特別支援学校の体制整備に努めています。 | |
| 262 | 110 | 70 | 209 | 「障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるように努めます。」 <修正案> 障害のある児童生徒に対する適切な教育と共に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が関わり合い共に学ぶ教育が行われるように努めます。 <理由> 当事者の障害への配慮と共に、どのようにして周囲の児童生徒との関わりを育てていくかが重要である。 | C | 頂いた御意見の趣旨も含めて特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実に取り組んでまいります。 | |
| 263 | 182 | 70 | 209 | 「特別支援教育に関する研究事業、研修事業及び教育相談事業を実施する総合教育センター特別支援教育担当の機能を充実し、障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるように努めます。特に、特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修を充実します。」 <修正案> 特別支援教育に関する研究事業、研修事業及び教育相談事業を実施する総合教育センター特別支援教育担当の機能を充実し、障害のある児童生徒が他の児童生徒から分け隔てられず共に育ち共に学ぶための適切な教育が行われるように努めます。特に、特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修を充実します。 <修正理由> 原案では障害のある児童生徒個人に対する「適切な教育」とされているが、大事なことは他の児童生徒との関係の中で障害のある児童生徒を受け止めること。関係支援の視点をもって特別支援教育の専門性と資質の向上を図ってほしい。 | C | 頂いた御意見の趣旨も含めて特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な教育に努めるとともに、担当教員の専門性と資質の向上に取り組んでまいります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|---|---|---|--|
| 264 | 225 | 70 | 209 | 特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修は是非とも取り組んでいただきたいのですが、そもそも、その適性の無い人材がその任に就いているケースがあまりに多く(管理職の無理解ゆえの人事)本来の役割を果たせていない人も多い現状があり、子どもと保護者が困っています。(感覚過敏を「我慢しろ」「自分でコントロールしろ」など呆れた関わりをするなど) 子どもの行動から、その理由背景について障害特性から考えることや障害特性に配慮した関わりが思い浮かぶかを見極めるようなことをしない限り、教員の資質の向上等は望めません。研修の在り方を再検討してください。 | C | 表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 265 | 183 | 71 | 213 | 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習を推進します。」 〈修正案〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習を推進し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図ります。 〈修正理由〉 2003年度埼玉県特別支援教育振興協議会検討結果報告「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」参照。 | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。 | |
| 266 | 194 | 71 | 213 | 支援籍学習、交流が進んでいません。 私の子供の場合、インクルーシブ教育の機会の確保と通学負担を軽減する目的から、特別支援学校に在籍した上で頻りに(週1度ないし2週に1度程度)地域の学校の支援学級に通うことを希望していましたが、対応はできないとのことでした。理由として、都度、支援学校から担当の付き添いが必要で、充てる人員が足りていないためとの説明があり支援籍交流は最大で学期に一回程度とのことでした。しかし、その頻度ではお客様扱いにしかならずインクルーシブ教育の理念から大きく外れます。もっと柔軟に運用し、名目ではなく、地域で共に育つことができる実質的な機会を作ってください。私は、この点で大変失望しました。 なお、教員付き添いではなく保護者付き添いを申し出ても、対応できないとのことでした。この点も制度の改善を望みます。他方で、保護者付き添いは保護者の負担が大きく、就労機会も失われることから例えば福祉サービス利用を可能とするなど何らかの負担軽減策も検討してください。 | E | 取組を実施するに当たり御意見を参考にさせていただきます。 | |
| 267 | 260 | 71 | 214 | 通常学級で学ぶ障害児に関する経験の蓄積、研究等は特別支援学校中心ではカバーできないのではないのでしょうか。現時点では総合教育センターが中心となって全県的に調査研究のセンター的機能を果たすことが現実的だと思います。 | C | 表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 268 | 294 | 71 | 214 | ・教育相談体制の充実のため、特別支援学校のセンター的機能が発揮され幅広い関係機関の連携が実現するように進めていく必要があります。 | C | 表記は原案のままとさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 269 | 37 | 71 | 216 | 支援学校設置の計画を載せてください。 知的障害も肢体不自由もどちらを先にするという決め方ではなく密集したり、教室数が足りないところから お願いできれば助かります。 | C | P71に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を記載しております。御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。 | |
| 270 | 112 | 71 | 216 | 〈削除〉 〈理由〉 県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対しては、これ以上特別支援学校を増設せず、障害のある児童生徒が地域の小中学校、高校で共に学べるよう学習環境の整備をするべき。 | D | 現在、知的障害特別支援学校において過密状態にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供の学びの場については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備に努めてまいります。 | |
| 271 | 184 | 71 | 216 | 「県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育環境整備計画を基にしながら、県東部地域への新たな特別支援学校の設置を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。」 〈修正案〉 県立特別支援学校の予想を超えた生徒増の要因について、通常学級、高等学校の教育がさまざまな障害のある生徒と他の生徒たちが共に学ぶ内容に達していなかったことの綿密な反省に立ち、交流及び共同学習や支援籍学習を抜本的に拡大し、特別支援学校・学級の生徒たちが居住地の通常学級へ戻り、ともに学ぶための移行支援を計画的に推進します。 〈修正理由〉 埼玉県特別支援教育環境整備計画「児童生徒の増加の主な背景として特別支援教育に関する理解の浸透や特別支援教育の専門性の向上、特別支援学校の就労への期待などが考えられますが、国や研究機関からも確かな見解は出ていない状況です。」 | D | 現在、知的障害特別支援学校において過密状態にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供の学びの場については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備に努めてまいります。 | |
| 272 | 261 | 71 | 216 | 前項目でも述べましたが、特別支援学校の新設・増改築よりも本来、通常学級・学校での受け入れを進めていくのがインクルージョンのあり方ではないのでしょうか。「入れもの」を作れば作っただけ共生共生社会は遠のくと思うのです。入所施設から地域生活への移行へという最近の流れも、この反省から出てきたものと理解しています。 | D | 現在、知的障害特別支援学校において過密状態にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供の学びの場については、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備に努めてまいります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---|--|------------------------------|---|---|
| 273 | 62 | 71 | <p>(4) 学校の整備について 人口比率や児童数から考え、越谷・和光特別支援学校の中間地点に肢体不自由児が通える学校を希望する。県南部における肢体不自由児の特別支援学校の新設が進まない現状について、既存の概念にとらわれるのではなく、様々な意見を集約し、計画を進めるべきではないかと考える。廃校になった小中学校の跡地等を利用し、過密が進んでいる知的の特別支援学校も更なる新設が必要と考える。以上の事から下記2点を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児のための学校について意見を公募すること ・廃校跡地等を利用し、知的と肢体不自由児の併置校を新設すること | E | 頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | | |
| 274 | 186 | 72 | 217 | <p>「生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。」</p> <p><修正案> 将来を担う高校生に、障害のあるなしにかかわらず男女が共に働くことや働き続けることに対する理解を深めることを目的とし地域の企業と連携したキャリアセミナーを実施し、一般企業での就業体験を実施します。また特別支援学校高等部生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。</p> <p><修正理由> 県立高等学校での職業教育を追加。</p> | B | 御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えており、将来を担うすべての高校生を対象に、地域企業経営者と連携したキャリアセミナーや講演会などを実施しております。また、多くの高等学校では、就業体験(インターンシップ)を既に実施しております。 | |
| 275 | 342 | 72 | 219 | <p>障害のある方の進学先が少なすぎます。大学への進学は具体的にどのように計画しているのか見えてきません。情報もありません。計画の基本理念にある「障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、共生社会の実現」とあるのであれば、障害のある方の進学先を保障する必要があります。ぜひ、障害のある方の大学、専攻科を埼玉県として作ってほしいです。</p> | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 276 | 185 | 72 | | <p>IV2(1)「高等部教育の充実」</p> <p><修正案> 県立高等学校及び特別支援学校高等部における職業教育の充実</p> <p><修正理由> 原案は不自然</p> | C | 職業教育の充実を図るに当たり、御意見を参考にさせていただきます。 | |
| 277 | 230 | 72 | | <p>(1) 高等部教育の充実 25ページの(4)障害者の教育についての部分で、「小中学校や高等学校においても共に学べるよう」という記載があるのに、具体的な施策では高等部教育の充実しないのはおかしいので、高等学校についても記載すべきだと思います。</p> <p><追加案> 小中学校で通常学級で共に育ち共に学び、その先の進路として高等学校進学を希望する障害のある生徒を県立高等学校でしっかりと受け止め共に学ぶことを支援します。</p> | B | 御意見の趣旨は、施策番号198の中で取り組んで参ります。 | |
| 278 | 247 | 72 | | <p>高等部教育の充実だけが載っているが、25ページには「小中学校や高等学校においても共に学べるよう必要な施策を進めていく」とあるので、高等部以外の後期中等教育についても触れるべき。</p> <p><追加案> 障害のある生徒と障害のない生徒が県立高等学校で共に育ち学べるような支援を充実します。入学者選抜においては差別解消法を踏まえ、障害のある生徒に対して不当な差別的取り扱いとならないよう合理的配慮の提供を行います。</p> | C | 表記は原案のままさせていただきますが、御意見を踏まえ取り組んで参ります。 | |
| 279 | 295 | 72 | | <p>・高等教育充実のために、特別支援学校の高等部だけではなく、県立高校の中に、特別支援級のようなサポートが得られる学びの場を創出してほしい。体調への配慮、教育環境整備(オンラインを含む)、コミュニケーションの支援など、個々のニーズに応じた支援があれば学習が可能となると思います。</p> | D | 県立高校の中に特別支援を設けるのは現状困難でございますが、頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 | |
| 280 | 296 | 72 | | <p>・遠隔教育については埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度の対象校として、病児が通いやすい通信制高校を増やしていただき、必要なサポートを受けながら学べるようにしてほしいです。</p> | E | 通信制高校については、所得要件等を満たせば、国が一律で実施する就学支援金や奨学のための給付金制度の対象となります。なお、埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度については、県内私学振興のため、埼玉県が設置認可した高等学校を対象としています。 | |
| 281 | 187 | 73 | 226 | <p>「聴覚障害児が早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。(再掲)」</p> <p><修正案> 聴覚障害児が早期に適切な支援を受け、他の児童と平等に権利を保障され共に育つことができるよう、保護者などからの相談及び児童自身の意見を考慮し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。</p> <p><修正理由> 原案には人工内耳への期待が潜んでいるように感じられるが、中途失聴ではなく児童の場合、音が聴こえても言葉として認知される度合いは個体差が大きく、併せて手話を身に付けることの重要性は大きい。</p> | A | 原案において、人工内耳と手話との間に優先順位をつける意図はなく、御指摘のとおり人工内耳と併せて手話を身につけるなど多様な選択があると考えています。頂いた御意見を踏まえ、一部修正します。 | 聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。 |
| 282 | 297 | 74 | 231 | <p>・長期療養児の療育に関する支援として、自立支援につながる子どもの頃からの疾病理解や周囲への伝え方などを学ぶ視点が必要です。移行支援が切れ目なく行われるように、療育支援の捉え方を広げてほしいです。</p> | C | 頂いた御意見は長期療養児教室など長期療養児に対する支援を行う際の参考といたします。 | |
| 283 | 226 | 76 | 248 | <p>「可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。」とありますが、環境づくりには何よりも先に教員の合理的配慮への理解が欠かせません。「環境づくりを推進するため、合理的配慮の理解の推進を図ります。」としてください。</p> | B | 教職員を対象とした研修では、発達障害やインクルーシブ教育システムのテーマにした講義や、特別支援教育における教育活動の参観や障害のある児童生徒への指導の実践等とおして、連続性のある「多様な学びの場」や「合理的配慮」等について知識や理解を深める研修を学校研修に位置付けています。 | |
| 284 | 197 | 76 79 | | <p>保健・医療サービスの充実、(4) 公費負担医療の充実 このタイトルも問題があります。「充実」とされたことです。県議会でも精神保健福祉手帳2級までの重度心身障害者医療費助成制度拡大の請願が採択されているように、精神障害者と身体・知的障害の間にある「障害種別による格差」の存在は明確です。 新しく「計画」を作るのであれば「拡充」とし、障害種別による格差の是正にとり組むことを明確にしてください。</p> | C | 頂いた御意見の趣旨を踏まえて施策を進めてまいります。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|--|---|---|---|
| 285 | 43 | 77 | 256 | (2)難病患者支援の充実 難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図る為に居宅介護やショートステイの日数と時間を増やしてほしい。難病患者の(特にパーキンソン病患者)夫婦は高齢化社会になって老々介護の状況が増加、独り住まいも増えている。片方の動きが少し出来るとヘルパーを頼んでも受け入れ出来ず困ったと聞きます。 | B | 御意見を踏まえ計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 286 | 44 | 77 | 256 | 難病対策課は、うもれている難病患者の調査し家庭訪問と介護を支援してください。 | C | 受給認定を受けていない難病患者からの相談等にも保健所や難病相談支援センターにおいて対応し、療養生活を支援してまいります。また、多様化している難病患者のニーズに対応できるよう患者支援に必要な知識等を有する難病患者等ホームヘルパーの増員にも取り組んでまいります。 | |
| 287 | 78 | 77~79 | | (3)保健・医療体制の充実 追加→ 脳性小児麻痺、ポリオ等の二次障害に対して、治療・研究をリハビリテーションセンターで行い、特定の障害のみではなく、すべての障害者のねがいに応えて下さい。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 288 | 338 | 78 | 266 | <意見> 高次脳機能障害児の診断もできる医療機関の確保をお願いします。 <理由> 「発達障害者支援法の施行について」平成17年4月1日付け17文科初第16号 厚生労働省発障第0401008号 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知には、「なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳化傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。」と記されています。 | A | 御意見を踏まえ、施策を追加します。 | 高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関を把握し、その情報提供を行うとともに、医療関係者を対象とした専門研修を実施します。 |
| 289 | 298 | 79 | 277 | ・重度心身障害児者への医療費助成支援に所得制限の枠を設けられましたが、医療費のほか、医療関係費(差額ベット代、交通費・滞在費)がかかり、さらに有給休暇が取れないなど生活実態を考えて決める必要があります。制限額を下げる必要があるかなどについて検討する場を設けてほしい。 | B | 県と障害者団体との話し合いの機会は毎年設けられています。 | |
| 290 | 314 | 79 | 277 | …重度心身障害児(者)の健康を守るため、身体・知的・精神障害の3障害は平等な観点で、市町村が行う… ※下線を加える | C | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、障害者施策を3障害一元化として行うことは根本的な方針であることから、個別に案の修正はしませんが、事業の実施に当たっては御意見を踏まえて取り組んでまいります。 | |
| 291 | 299 | 79 | 279 | ・小慢から難病の医療費助成は、制度としてのつながりはありません。移行期の医療についても必要な情報が得られる支援体制整備の充実が必要です。 | C | 小児期から成人期の移行が適切にできるよう埼玉県移行期医療支援センターを設置し、関係機関に情報発信するとともに個別の相談にも応じています。 | |
| 292 | 188 | 80 | 281 | 「「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。」 <修正案> 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るとともに障害当事者、事業者等の参加による見直しを行うなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。 <修正理由> 国レベルのバリアフリー法及び関連施策の見直しに合わせ県レベルでの見直しも必要。 | B | 県では、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、学識経験者、高齢者や障害者などの団体、事業者の団体、建築関係団体の等の代表、市町村代表などで構成される「埼玉県福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、各方面の意見を適切に反映させ、施策の実現に理解と協力を得られるよう努めており、御意見を踏まえた内容となっています。 | |
| 293 | 101 | 82 | 291 | 「ニューシャトルや埼玉高速鉄道の交通運賃割引を精神障害にも拡大」を追記。 | C | 御意見を踏まえ、制度拡充を鉄道事業者に要望してまいります。 | |
| 294 | 189 | 82 | 291 | 「障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進について鉄道事業者に働きかけます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。」 <修正案> 障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、車両とホームの段差の解消も含めてそれらの推進について鉄道事業者に働きかけます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。 <修正理由> 車両とホームの段差の解消は重要。 | D | 本施策では県の予算事業を記載しております。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | |
| 295 | 269 | 82 | 291 | ●JRや鉄道は公共交通機関であるにもかかわらず、近年では駅の無人化が加速しています。それにより、2、3年前から車いす利用者が鉄道を利用する際に「できれば事前に連絡をお願いします」と言われるようになりました。実際一時間待つよう言われた者もいます。バリアフリー化やノーマライゼーションが社会の常識になりつつある現代において、障害者にだけに事前連絡を求めるという行為はノーマライゼーションの社会に反する行為だと思います。だれもが安心して安全に使える駅になるよう行政として指導して欲しいです。 | C | 鉄道整備要望の参考にさせていただきます。 | |
| 296 | 315 | 82 | 291 | …バリアフリー化の整備を支援するとともに、無人化でなく駅員の配置をセットで、それらの推進について鉄道事業者に働きかけます。… ※下線を加える | C | 鉄道整備要望の参考にさせていただきます。 | |
| 297 | 301 | 83 | 292 | ・公共施設のWiFi環境整備を進めてほしいです。災害時の情報収集にも必須ですし、危機管理のための整備とも言えると思います。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------|-----------------|---|---|--|---|
| 298 | 317 | 83 84 | 292 ~ 309 | 災害危険度を記すハザードマップ中に設置されている、避難所や福祉避難所を一掃します。 ※記載する | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 299 | 122 | 83 | 298 | 「市町村と協力しながら、障害者も参加し一緒に行う訓練と避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練の実施をします。(災害対策課)」については、地域の障害福祉事業所も積極的に参加できる仕組み、助言をしてください。 | C | 埼玉県地域防災計画は、市町村が防災訓練等を実施するに当たって、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求めています。 県としては、今後とも、障害者を含む避難行動要支援者および関係者への訓練等参加を市町村へ働きかけてまいります。 | |
| 300 | 84 | 83 | 299 | 医療的ケア児は災害時要配慮者と位置づけになっているのでしょうか。 医療的ケア児の個別計画策定においては停電時でも電源確保出来る場所になっているのでしょうか。 | E | 個々の具体的な事案について計画に掲載することは相応しくないと考えています。 なお、個別計画は、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら策定します。 | |
| 301 | 123 | 83 | 299 | 「避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し、働きかけます。(災害対策課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課)」については、障害福祉事業所の利用者に関しては事業所が個別支援計画を立てたり、緊急の避難先として事業所を活用できるように計画・整備を進めてください。また、福祉避難所に指定されていないが、緊急的な避難所となってしまう福祉事業所に対して、連携連絡体制の構築や支援物資準備の支援をするような計画・整備をしてください。 | C | 福祉避難所の開設や運営については、市町村が中心となっていくため、頂いた御意見を参考にして、市町村説明会などの場で働きかけてまいります。 | |
| 302 | 190 | 83 | 299 | 「避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働きかけます。」 〈修正案〉 避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。とりわけ、地域の障害当事者、関係団体、福祉サービス事業者等を含めた協議を十分に行い、避難行動要支援者名簿の策定、個別計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働きかけます。 〈修正理由〉 現在想定されている町内会を中心とする自主防災組織に日常全くつき合いない障害者等の安否確認や避難、その後の個別支援を委ねることは困難であり、地域の障害当事者、関係団体、福祉サービス事業者等を含めた協議を行うことが必要 | C | 避難支援体制の構築については、市町村が中心となっていくため、頂いた御意見を参考にして、市町村説明会などの場で働きかけてまいります。 | |
| 303 | 124 | 84 | 300 | 「災害で被災した障害者などの要配慮者の福祉避難所として、社会福祉施設の有効活用を促進します。(障害者福祉推進課)」については、福祉避難所の指定はハードルが高すぎて指定されない民間の事業所が災害時に支援の連携から漏れることの無いように、「災害時における障害者施設利用等に関する協定」などを市町村と結ぶことなど、市町村に助言してほしい。 | C | 頂いた御意見を参考にして、市町村説明会などの場で働きかけてまいります。 | |
| 304 | 195 | 84 | 301 | 福祉避難所について、現実には人員確保などの点で開設が難しいとの報道があります。これは、当事者にとって大きな問題です。 私にとって子供を特別支援学校に通わせることを躊躇させる理由でもあります。例えば大震災が起きたら、学校が遠方のため、保護者がすぐにかかけつけることは困難であり、たとえ迎えに行かれたとしても、障害のある子供を連れて帰宅することもまた困難であることが予想されます。その場合、学校での福祉避難所の開設がなければ、行き場を失います。現場の学校職員だけに責任を帰すことのないよう、県全体で特別支援学校に特有の事情を考慮に入れた防災対策を策定してください。 また、スクールバスでの移動中に被災する可能性もあることから、スクールバスへのGPS搭載など、保護者と子供が離れないような対策をお願いします。 | C | 特別支援学校の通学区域が広く、遠方まで通学するご不便をおかけしております。学校では、訓練をし児童生徒の命を守ることを最優先としております。 特別支援学校のスクールバスにおけるGPS搭載は、個別的な事項であるため、本計画には記載しませんが、特別支援学校の通学環境の改善に向けて、御意見を参考にさせていただきます。 | |
| 305 | 125 | 84 | 306 | 「大規模な災害の発生に備えて、本県の障害者団体が他都道府県の障害者団体などと広域的支援体制を構築できるよう支援します。(障害者福祉推進課)」については、江戸川向こうの千葉県には高台があり、水害時に避難先都市有効と思われるので、県を超えた取り組みが進むように、市町村を援助・支援してほしい。 | C | 頂いた御意見を参考にして、市町村説明会などの場で働きかけてまいります。 | |
| 306 | 316 | 85 | 309 | 障害福祉サービス事業所等や福祉避難所など施設が立地する地域において、土砂災害や水害等… ※下線を加える | A | 福祉避難所については、障害福祉サービス事業所に含まれるため案を修正します。 土砂災害防止対策に関する計画を記載しているため、水害等の追記は行いません。 | 障害福祉サービス事業所や福祉避難所などの施設が立地する地域において、土砂災害を防止するために、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策などを推進します。 |
| 307 | 102 | 85 | 313 | 「PCR検査結果がわかるまでの間、病院への入院を支援します」を追記。 | D | 検査は多い時で1日あたり6,000件超実施しており、すべての方を病院で受け入れることは困難です。そこで、結果が分かるまでの過ごし方や注意点については、保健所などで相談に応じています。 | |
| 308 | 300 | 85 | 313 | ・医療機関における感染症患者の受入れにおいて、高齢者はもちろんだが、基礎疾患のある患者の受入れも十分に配慮されるように検討してほしい。(年齢が低くても重症化リスクが高い心臓病児なども) | B | 重症化リスク等に基づいて、入院調整を行っています。 | |
| 309 | 302 | 85 | 315 | ・小児慢性疾病児の感染情報が、保健所だけでなく市町村の保健センターなどと連携していち早く支援につながるようにしてほしい。 | B | 感染情報については、市町村と情報共有を図っています。 | |
| 310 | 262 | 85 | 315 317 | 新型コロナウイルス感染症対策において、日常的な介助を必要とする人(とりわけ、入院時も介助を必要とする人)への濃厚接触時も含めた入院、医療体制、処遇のマニュアル化を早急に作る必要があります。 | E | 厚生労働省が「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」を作成し、ホームページで公表しています。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|------------|---|---|--|--|
| 311 | 85 | 85 | 316 317 | 近々の課題であり早く確実な体制を構築して頂きますようお願い申し上げます | E | | |
| 312 | 52 | 85 | 317 | この受け入れ施設は、東松山に4床、嵐山に4床と聞いていますが、それ以外に確保の見込みがあるのかどうかについて、明記してください。 | C | 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を踏まえ必要性を検討してまいります。 | |
| 313 | 326 | 85 | 317 | 「家族介護者(ケアラー)が新型コロナウイルスに感染して入院し、障害者が在宅で暮らすことができなくなった場合のセーフティネットとして、障害者がショートステイするための受け入れ施設を確保」とありますが、新型コロナウイルスに類することはこれから起きそうです。『等』としていただくのはどうかと思います。 新型コロナの場合は濃厚接触者の状態(陽性か陰性かまだ分からない状態で)での受け入れ施設が考えられているのでしょうか。 感染症対策ではなく、一般的に考えられていると良いのではと思いますが、実際はどうなのでしょう。医療的なケア、精神的なケア、など必要でしょうか大変な事だとは思いますが。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 314 | 322 | 85 | | (3)感染症対策の充実 ○障害者福祉施設の三密対策のための施設整備について支援します。 私のように、現場で働いている者にとって、昨年からのコロナ禍は、非常に厳しい現実を突きつけられています。ソーシャルディスタンスと言われても取れるわけもなく、マスクと言っても100%つけられる訳もなく。手指の消毒と言っても、丁寧に出来るわけもなく。ただ外部者との接触を避けて閉じこもっていたら、機能が低下してしまうなど二次障害を引き起こしてしまうなど、極めて厳しいものでした。 職員も同様に、戦々恐々としてとにかく【感染しないように】【感染させないように】と過ごしました。感染したらどうするか！ 県は、方針を出してくれませんでした。 | B | 施策番号312、314などで対応させていただきます。 | |
| 315 | 323 | 85 | | ○感染した障害者が安心して治療が受けられるように医療機関の整備をします。 上尾のリハセンに10床確保したと聞きました。障害者事業所や関係者には伝わったのでしょうか？ 今もって多数の感染者(クラスター)が出たら施設任せになっている。「共生社会の実現」はできるのか。終息はまだ先のことと考えられるが、どう対応するのかは待たないではないか。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

5 「第6章 施策体系ごとの数値目標」

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|----|------|---|------|---|---------------|
| 316 | 38 | 87 | | 94に関連する項目として 入所施設設置に関する数値を。 | D | 国は入所施設から地域生活への移行を積極的に推進する観点から施設入所者数の削減を基本としています。このため県が独自に入所施設の整備計画を策定することは大変難しい状況にあります。 | |
| 317 | 79 | 87 | 94 | 障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 ◎数値目標を障害別に達成人数を明記して下さい。 肢体障害、知的、精神等 ◎入所施設の利用者が地域で暮らす希望を円滑に実現するため制度の一元化をして下さい。 1地域で暮らしたい利用者に施設内の相談員が情報提供する。 2利用者が暮らしたい地域の地域活動支援センター、グループホーム、公営住宅(県、市、UR(公団)、あんしん賃貸住まいサポート店等の情報集約し、利用者に提供し、地域で暮らす手助けをする。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 318 | 248 | 87 | | 国の指針に沿って入所者数の削減目標を設定すべき | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 319 | 39 | 88 | | 206に関連する項目として 特別支援学校の定数内講師の人数・率を減らす数値、計画を。 | D | 教職員の身分に関することを障害者支援計画に盛り込むことは困難です。 | |

| | | | | | | |
|-----|-----|----|---|---|---|--|
| 320 | 321 | 88 | <p>IV共に育ち、共に学ぶ教育を推進する</p> <p>①通常学級に在籍する障がいのある児童生徒、高校に在籍する生徒の現状の数値と数値目標が明らかになるよう、新たな項目を作る</p> <p>②支援席学習の現状数値と数値目標の新たな項目</p> <p>③学校環境の整備に向けて、の数値目標を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差解消や手すりの設置 ・誰でも使えるトイレの設置 ・垂直移動手段の設置(エレベーターなど) <p>《理由》</p> <p>「P25障害者の教育 アインクルーシブ教育システム構築について」において、学校教育法施行令の改正に触れており、その方向性は、本人・保護者の意向により合理的配慮の中で総合的に就学先を決定するとしています。とすれば当然その目標値が示されるべきだと考えます。併せて支援籍学習も特別支援学校等の分離教育の現状を補完するものとして考えられており、その現状値及び目標値も明記すべきではないでしょうか。</p> <p>また、教育現場でのバリアフリー化も推進することが提言されており、バリアフリー化の現状と数値目標も明らかにする必要があります。</p> | C | <p>施設・設備整備に関しては、安全で快適な学習環境の整備を推進するため、多目的トイレ、スロープや階段手すり、エレベーターの設置、出入口の改修などのバリアフリー化を進めております。</p> <p>また、障害のある生徒の入学に合わせて、必要に応じてトイレ、出入口の改修及びスロープの設置などの整備も行っております。</p> <p>今後も、子供達の安全で快適な学習環境を確保できるよう、必要な施設・設備整備を実施してまいります。</p> <p>学校設置者である市町村が小・中学校におけるバリアフリー化を進めていけるよう、市町村に対し国の補助制度を周知するなど支援してまいります。</p> | |
|-----|-----|----|---|---|---|--|

6 複数の章にまたがるもの

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|--------------|---------------|--|------|-------------------------------------|---|
| 321 | 270 | 1 20 | | <p><意見></p> <p>新しい制度ばかりではなく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正も加えてください。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の新設される部分の基本理念をきちんと加えてください。</p> <p><修正案→下線部分の追加></p> <p>① 1頁</p> <p>このため、障害者文化芸術活動推進法や・(中略)・・・埼玉県ケアラー支援条例の施行、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正</u>など、障害者を取り巻く動向や、・・(中略)・・・障害者支援計画を新たに策定するものです。</p> <p>② 20頁に改正の概要の抜粋が書かれているが、心のバリアフリーについては、新設であり、その基本理念を正しく掲載してください(以下部分)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 基本理念(新設)</p> <p>第1条の2 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及びすべての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。</p> <p><理由></p> <p>この改正では「基本理念」が加わり、その中に「事物だけでなく、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」とあります。つまり、ハード面や県民への啓もう活動にとどまらず、社会全体にかかわる制度や慣行、概念を見直すことでの心のバリアフリーをうたっています。</p> <p>さらに言えば、障害者の問題としてだけでなく「すべての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生社会の実現に資する」とあります。障害者だけのためではなく、どんな人に対しても大事な基本となることなので、第6期障害者支援計画にとって、とても大きなことなので、この視点を絶対にはずしてはいけません。</p> | A | <p>頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。</p> | <p>・P1 1 計画策定の趣旨 「障害者雇用促進法やバリアフリー法の改正」</p> <p>・P20 (6)バリアフリー法の改正 「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は、第5期障害者支援計画の計画期間中に6度の改正が行われました。平成30年の改正(5月25日公布、1月1日施行(一部を除く))では次のとおり新たに理念規定が設けられ、「心のバリアフリー」を含めた社会的障壁の除去と共生社会の実現が明確化されました。</p> <p>【基本理念】 「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない」(同法第1条の2)</p> <p>また、令和2年の改正(5月20日公布、令和3年4月1日施行予定(一部を除く))では、ソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進などが盛り込まれました。</p> <p>【令和2年改正の概要】 (以下略)</p> |
| 322 | 87 | 28 | | <p>1. 障害者の定義について</p> <p>第一章総論で <本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて> とご明記頂いていることを有難く思います。また、第二章のわが県における障害者数においても <令和元年度末の本県の障害者数は、手帳所持者及び難病患者等の合計で約44万7千人 >と記載していただいたことで、ようやく我々難病患者のことを分かっていた時代がくると思いました。また、インターネットで「日本の障害者数」を検索すると、障害者手帳保持者のみをカウントしているページが多いことがとても残念です。どうか、幅広い周知をお願いいたします。</p> | E | <p>御意見として受け止めさせていただきます。</p> | |
| 323 | 50 | 3 42 他 | 48 49 他 | <p>OP.3イ後段、P.10、P.23 ウ、P.42(No.48,49)、P.49(No.94)</p> <p>この支援計画では、入所施設(障害者支援施設)は、「地域」ではない、入所施設から地域移行へ、という考えに基づいているようですが、入所施設でもしっかりと地域に根付いて、利用者がごく普通に地域生活を送っている施設もたくさんあります。何より、埼玉県での入所施設の待機者が、年々増えて、現在1,600名を超えていることがそれを物語っているのではないのでしょうか。</p> <p>国の指針により、地域移行の目標を立てていると思いますが、国も必要な入所施設は整備していく、という意向です。地域移行よりもまず、この多くの待機者をどうするのか、何らかの施策を講じることが急務だと思います。是非、障害者団体や事業所・入所施設を運営する法人、利用者の家族などを含めて、暮らしの場の検討会を組織することを計画に盛り込んでください。</p> | C | <p>取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。</p> | |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------------|-----|---|---|--|--|
| 324 | 66 | 16 43 | 52 | 日頃から、障害者の芸術文化活動の支援にご尽力いただき、大変感謝しております。埼玉県では10年前から障害者の芸術文化活動を推進していく施策を掲げ取り組んできた土壌があるおかげで、今では官民連携して推進出来ておりますし、そのことは他県からも高く評価をされていることも誇りに思っております。 当法人ではそのような埼玉県の良さを他県に発信しつつ、障害者芸術文化活動支援センターの運営に精力を注ぐつもりでおりますが、何分、人的にも財政的にも、環境面でもオーバーフローしております。 また具体的には相談への対応も当センターだけでは対応しきれないケースも多くなっております。 文化芸術による効果の更なる発展と充実のためにも引き続き、財政面でのご支援と、様々な問題に対しての連携のご配慮をお願い致します。 | C | 県においても、福祉分野で芸術文化の力を活用することは非常に有効であると考えています。 重要な拠点となっている障害者芸術文化活動支援センターの運営を引き続き支援します。 | |
| 325 | 71 | 25 30 67 | 191 | オ 重度障害者の就労支援について 3 障害者の就労支援 P25の現状と課題において「雇用施策と福祉施策が連携し、障害福祉サービスを利用しながら就労が可能となる仕組みが必要だ」としながらP30において項目だけで具体的な方向は記述されてなく、具体的な施策は「助成制度の紹介」と「特別事業を実施する市町村の支援」のみ。 国においても現在議論されているところであるが、就労中の福祉サービスの活用を県が先行する施策をおこなうべきではないか。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 326 | 72 | 27 32 83 | | エ 安全な暮らしの確保について 5 安心・安全な環境整備の推進 4 安全な暮らしの確保の施策 ○福祉避難所が第二次避難所の位置づけとならないような配慮と、指定でおわらすのでなく地域の障害者を受け止められる体制づくり、配慮を整えること | C | 福祉避難所の開設や運営については、市町村が中心となって行うため、頂いた御意見を参考にして、市町村説明会などの場で働きかけてまいります。 | |
| 327 | 73 | 27 32 83 | | エ 安全な暮らしの確保について 5 安心・安全な環境整備の推進 4 安全な暮らしの確保の施策 ○河川敷、土砂災害のリスクがある事業所のリストアップと必要に応じて、移転の支援をおこなうこと。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 328 | 344 | 35 86 | | 第5章の施策を展開し、第6章に掲げる数値目標を達成するために要する費用は、どの程度を見込んでいるのか伺いたい。(市町村分を含めて) また、現行計画からの継続となる施策については、その費用と成果が明らかでない限り意見の出しようがないので計画期間満了後に公表し、評価したうえで必要に応じて新計画の改定をしてください。 新規施策については実施方法やコストについて、どのような検証をして発案したのか伺いたい。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

7 項及び項目番号の指定のないもの

| 整理番号 | 通し番号 | 頁 | 施策番号 | 意見・提案(原文) | 対応区分 | 対応区分A～Eの考え方 | 意見を反映する場合の修正案 |
|------|------|---|------|---|------|--|---------------|
| 329 | 55 | | | 訪問教育は、週3回・1回の指導時間は2単位時間を基本としているが希望すれば、これ以上数の指導を受けられるよう「基本」という言葉を無くしてほしい(現状、学校は基本までしか指導する機会を作らず個々の相談には応じない) | C | 病気療養児の訪問教育では、病院や担当校の体制などの整備も必要となります。しかしながら、意欲のある児童生徒のさらなる学びの実現について御意見を参考とします。 | |
| 330 | 56 | | | 医療ケア児への、通学手段の提供・支援 自宅・学校間の送迎、看護師が乗車しているスクールバスの運行。 | D | スクールバス内での医療的ケアの行為については、安全に実施するための駐車場所や衛生面の確保が難しいため、ケアの実施が困難であります。 | |
| 331 | 57 | | | 特別支援教育就学奨励費の通学費について 常時、通学時の介護タクシーを対象にして欲しい。 国では常時通学を対象としているが、埼玉県は訪問教育で指導受けている児童が、スクーリングの日だけ認めている。 通学の医療ケア児は、スクールバスに乗れない・介護タクシーは支援が無い為、金銭的支援が無い。満足な教育を受けさせる事が難しい。 | C | 特別支援教育就学奨励費の通学費は、個別的な事項であるため、本計画には記載ませんが、御意見として参考にさせていただきます。 | |
| 332 | 63 | | | 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として手話派遣が難しく状況がありました。しかしながら、聴覚障がい者の方々には手話の必要があります。埼玉県は「手話言語条例」がありますので、手話を使った遠隔手話を通じて市町村の負担を軽減できるよう、助成金等の活用し、感染症対策に努めることが大切だ。県はどのように情報バリアフリーの解消に向けた対策を行うのか。伺いたい。 | B | 新型コロナウイルス感染症の流行で手話通訳者が同席できないケースでも意思疎通を図ることができるよう、県では令和2年5月から遠隔手話サービスを開始しました。本サービスは市町村でも実施できる体制としています。 御意見を踏まえ、今後とも、情報のバリアフリー化に努めてまいります。 | |
| 333 | 64 | | | 災害の発生にした場合には視聴覚障害者の情報が支障に生じてしまう可能性があります。阪神淡路大震災が26年。東日本大震災が10年。それぞれ、震災の教訓を改めて、考えるべきは情報バリアフリーの解消に向けた対策には駅周辺の液晶ディスプレイの設置、駅の時刻案内看板の活用などを情報提供を行う必要があります。しかしながら、鉄道各社において、埼玉県から情報提供をする際に、情報が分かりやすく解説する必要があり、工夫をこなしなければならないと思う。 震災の教訓を改めて、考えていただき、必要な情報をできるだけ、発信できるよう鉄道各社の協力をしながら災害対策に努めることが大切だ。 県はどのように情報バリアフリーを解消に向けた対策に繋げるかが伺いたい。 | E | 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |

| | | | | | | |
|-----|-----|--|---|---|--|--|
| 334 | 67 | | 1年間自立に向けて居場所を探しましたが人間市に車椅子で生活できるグループホームありません。最近できたグループホームに車椅子受け入れとあり計画員と見学に行きました。部屋は5畳半、介護ベッドを置いて車椅子で回転したり生活するのがとても無理な作りでした。部屋、トイレ、風呂にコールがなく、何かあったらどう対応してくれるのか不思議です。聞いたら部屋はギリギリの県の？国の？指定面積らしくコールの義務づけはないとかこれから新しくできる身体受け入れグループに部屋の面積の見直し指定、部屋、トイレ、風呂場のコールの義務付けをお願いします。 安全に暮らせるように部屋の面積の見直し押し入れ等十分な広さが障害者には必要です。 オムツ、褥瘡よけのクッション、車椅子の備品等必要な荷物が沢山あります。 どうか精神や知的障害者の割合が多いのはわかりませんが 身体障害受け入れグループホームをよろしくをお願いします。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 335 | 86 | | 障害者の福祉支援にご尽力いただき感謝申し上げます。 個人的な意見では御座いますが、医療的ケア児の件でお願いが御座います。協議会子供部会の枠を超え県の主導のもと保健所単位で会議を開いて頂けないでしょうか。対象者人数が少なく市町村では話しが進みません。同じ県内でありながら市町村によって大差が有るのは問題です。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 336 | 88 | | 2. 難病患者の就労支援について 第二章(3)で述べられているように、障害者の雇用拡大や活躍推進の現状や成果は法定雇用率を満たしているかが基準となっています。 私たちにあって、そこが大きな問題であることを県会議員団との意見交換会等で申し上げてまいりました。我々「手帳を持たない障害者」は企業側からすれば、「採用しても雇用率にはカウントされない上に、厄介な病気の者を採用することで、時間や費用を使うのではないかと相手にされないことが多いのです。実際、私共の患者会でも「若くて元気な人を採用したい」と露骨に言われ、大きく傷ついた者もおります。 それゆえ、就職活動の時は病気を隠し、無理をして病気を重くしてしまった者もおります。私どもの病気は、日頃の管理を上手に行い、少しの配慮を頂ければ皆様と同じように生活できる場合が多く、労働においても十分な成果を上げ税金を納めることができる人材も沢山おります。そういう患者が、家庭でくすぶっていることをどうかご理解ください。 第三章では、障害者雇用サポートセンターを中心に動き出しているとのことで、実際に、サポートセンターでも難病患者の周知活動を開始されたとの情報も入っておりますが、現状と照らし合わせると相当の周知活動をお願いしなければ、企業はもとより就労支援業務に携わる方たちにも、難病患者が働けずに困っていることへのご理解がないまま向こう5年間を送ることになってしまいますと危惧しております。 私共のところには、どうしても再び働く必要があるけれど、就職できないと涙ながらのご相談がございます。難病患者を置いてきぼりにしない計画を何卒よろしく願いいたします。 | C | 施策番号187にあるとおり障害者の多様な働き方(テレワーク、短時間勤務など)を企業に提案いたします。 御意見を参考にし、今後も引き続き、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、事業者や支援者に対する普及啓発に努めてまいります。 | |
| 337 | 89 | | ○入所施設の待機者が1600人を超えている現状を重く受け止め、入所施設の整備を進めてください。 入所施設は、障害の重い人にとって、安心して住み続けることができる暮らしの場であり、かつ地域生活支援拠点として様々な緊急時に対応できる社会資源です。各福祉圏域に、計画的に入所施設を整備してください。 | E | 国は入所施設から地域生活への移行を積極的に推進する観点から施設入所者数の削減を基本としています。このため県が独自に入所施設の整備計画を策定することは大変難しい状況にあります。 | |
| 338 | 90 | | ○すべての障害者が住み慣れた地域に、安心して住み続けられるために、地域の中に入所施設、グループホームを整備してください。 「障害の重い人は入所施設で、比較的軽い人は地域で」といった、障害の程度によって居住形態や住む地域を機械的に決めることは誤りです。すべての障害者が暮らしの場を選択できるよう基盤整備をしてください。県南の都市部にも入所施設が必要数整備され、「地域生活」の選択肢になるようにしてください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 339 | 91 | | ○グループホームで、障害の重い人が安心して住み続けられるよう、県単独の補助制度を作ってください。 重度の行動障害や身体障害の人が利用できるグループホームが足りません。重度の人が安心して暮らすためには、専門性のある職員の配置、施設のバリアフリー化等、運営や建設に多額な資金が必要です。県単独の補助が欠かせません。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 340 | 92 | | ○ケアラー支援条例の基本理念に基づき、「すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように」「ケアラーが孤立することがないように、社会全体で支えられるように」社会資源を整備してください。 家族介護に依存せず、障害者が人としてあたりまえに自立した暮らしができるように、入所施設、グループホームなどの暮らしの場の整備、短期入所などの地域生活支援を拡充してください。 | B | 御意見を踏まえ計画の着実な実行に努めてまいります。 | |
| 341 | 93 | | ○災害や感染症の緊急時に対応できる体制を平時より構築してください。 コロナ禍で、障害者制度の脆弱性が浮き彫りになりました。職員の定数増、施設整備の拡充、報酬体系の見直し等、災害時に対応できる体制を平時より整備してください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 342 | 103 | | 障害者権利条約が批准され、それに伴い障害者基本法や障害者差別解消法などの国内法も改定・制定されましたが、とりわけ教育に関しては、旧態依然とした「医学モデル」で障害の状況で分ける教育となっています。障害者本人の障害だけに着目して細かく配慮するほどに、障害のある子と障害のない子が共に学ぶことから遠ざかり、卒後も障害者だけの施設に集められ、とても共生社会につながっているとは思えない現状があります。 障害者権利条約24条には「障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること」等が明記されています。子どもどうしの関わりを大切にして共生することを学んでいけるよう、基本的な考えを「社会モデル」へと転換し実質的に日常的に共に学べるようにするべき時に来ているのではないのでしょうか。 「インクルーシブ教育システム」は障害によって分ける教育であり、権利条約に趣旨に反するものです。「インクルーシブ教育」と変えて、真に「共に育ち、共に学ぶ教育を推進」してください。 | D | 障害者権利条約の理念を踏まえて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みづくりを推進するという観点からインクルーシブ教育システムの構築という表現としております。 | |

| | | | | | | |
|-----|-----|--|---|---|--|--|
| 343 | 201 | | 「難病患者は多岐に渡る」と言われ、様々なことの意見が取り入れられず、医療の発達により薬でコントロールできる状態の中、医療費のために働かずにはいられない状況です。法定雇用率の中に難病者が含まれないのは、障害者中に難病者が入っている以上、法定雇用率の中に難病者も含めるべきだと思います。 | D | 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲については、令和元年の障害者雇用促進法の改正の際に、国の労働政策審議会障害者雇用分科会で検討されました。その結果、対象障害者の範囲について、諸外国における仕組みも参考にしつつ、労働施策と福祉施策の連携を進めながら、引き続き検討することが適当であるとされました。 県としても、難病患者も障害者雇用率制度の対象となるように見直しを行うよう機会を捉えて国に働き掛けており、引き続き国の検討状況を注視していきたいと考えています。 | |
| 344 | 202 | | 様々なところで、障害者手帳所持による優遇が受けれる、EX駐車場・携帯電話代・映画etc、難病患者も同様な優遇が受けれるべきだと思います。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |
| 345 | 206 | | 6歳の医療的ケア児を育てています。 通学の支援を考えてください。または、肢体不自由児の特別支援学校を作ってください。学区が広すぎて、通学に時間がかかりすぎます。肢体不自由児、医療ケア児の学校が少なすぎます。 学校が遠いなら訪問学級にすれば良いと言わないで下さい。もちろん体調などの面で訪問学級を希望する場合がありますが、学校が遠い、通学支援がないという理由で通学出来ないは子供の社会への繋がりを遮断する事だと思います。通学問題は、学校設立場合県が動いて下さらないと始まりません。 学校が遠い問題は、東京都では埼玉問題と言われているのはご存知でしょうか？ 都内のリハビリセンターの医師や、大学病院の医師、福祉関係者、東京都の教育委員会には、「埼玉は、学校が遠いのは昔からで、その問題に手をつけない。医療的ケア児への支援も遅れてる。放置しすぎている。」「肢体不自由児が遠い学校に通うのは拷問だ」「なぜ埼玉県はこの問題に手をつけないのか」など、一部ですが、今まで、学校の事について子供に関わっている方々に相談すると言われます。 東京都に隣接しているが、埼玉は遅れすぎている。なぜ、この件に関してここまで手をつけてくれないのでしょうか？障害児だからですか？健常児の学校なら増やして下さるよね？ 健常児でも学校遠いから訪問学級にしましょう。って言いますか？大人でも、通勤に約1時間半座席に姿勢を変える事なく動かず座って会社まで行けますか？ 肢体不自由、医療ケア児達の学校がなぜこんなに少なく、学校を作って欲しいという声を聞いてくれないのでしょうか？知的の学校が優先と言いますが、一緒に肢体不自由児、医療ケア児のクラスも作って欲しくて良いのではないですか？子供達は、お友達の中で過ごすこと、親以外の大人と接する事で大きく成長します。それは、障害児でも健常児でも同じです。 医療ケア児にもっと目を向けて下さい。 医療の発達で、年々助かる命が増えています。 しかしその反面、地域での生活サポート、学校が全く追いついていません。 東京都はここ何年かで一気に進んだと言われてます。 大阪では福祉にかなり力を入れていて、東京よりも手厚い支援もあるそうです。 障害者手帳を持つてのお子さんが特別支援学校に通学するのに介護タクシーの利用も許可して、なおかつ費用を負担しているそうです。 学校設立が難しいのならば、安心安全に通学できる支援を増やして下さい。 介護タクシーを使えば親またはヘルパーが同乗者として、同乗し子供のケアに集中できます。子供も安心して通学が出来ます。 子供達の学ぶ場、社会との繋がり、しっかりと考え、ぜひ行動に移して下さる事をよろしくお願い申し上げます。 | C | 本人・保護者の負担軽減へ向け、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携が必要と考えます。 | |
| 346 | 249 | | 先日、ある本を求めました。児玉真美さん「私たちはふつうに老いることができない」(副題、高齢化する高齢者家族) 全200頁あつという間…ではなく、1章1章読み進めるうちに何度も私自身の育児の歴史を回想してしまつて何日もかかりました。沢山の方々インタビューしながら現実を訴えられているので、胸に強く響きすぎました。(私は73歳、息子40歳、母97歳、二重介護といえます。)息子は、脳性麻痺による第1種1級の身体障害者です。 結びに「障害者福祉制度」において、また専門職や社会一般の捉え方においても、親を含めた家族の存在が、単に介護機能とみなされて、ふつうに老い痛み、衰えて死んでいく一人の人として認められてこなかった。とありました。 現在4070、5080問題として暮らしの場が(埼玉県では)入所施設待機者1600人超、グループホーム建設もほとんど民間経営(重度者受け入れに難航)ショートステイを希望しても 順番がなかなか回ってこない現実に高齢の親達は疲弊しています。 国の施設削減、地域移行の方針では、グループホームが重要とされていますが、職員不足、60代のパート世話人では根本的に重度者の受け入れは困難です。 ケアラーと呼ばれている母達は、心が肉体が壊れる限界が来る前に何とか子供に、共に生きる仲間と(子供と親との歴史を知ってくれている)専門性を持つ職員のいる施設やグループホームを作りたい、みつけないと思っています。しかし、県との懇談では「気持ちはよく理解できます。しかし、財源の確保は難しい。国に要望します。」とのお答えになります。私は、十数年前「身障療護」建設構想の仲間に入る幸運を得て、3年間、その法人の理念を身体に叩き込み、積極的に活動運動される先輩母達のやさしさ、逞しさに圧倒されながらも、行政交渉、地元の説明会、資料作りに参加し、鍛えられました。開所後、親子の自立ができず悩みぬきましたが、しばらく通所させていただきながら、息子が自然に仲間とのコミュニケーション(入所者の1/3が通所時代の先輩後輩、学校時代の同級生等顔見知り)職員さんとの係りをしっかり受けとめられるようになり、また私の腱鞘炎手術をきっかけに親子自立の基盤ができました。それ以降、欠かさず、土日帰省を続けてきたおばあちゃんとの絆が続いています。 この十年ほど、私は乳がん、網膜剥離、白内障、神経しよ腫と手術が続いていますが、なんとか施設職員さんや母さん仲間の激励で乗り越えられました。ヘルニアとの闘いも20年来の治療院の先生の指導下スクワットを欠かさず、40キロの息子を46キロの私がかついで車いす移動していますがもう限界です。でも、帰省した息子の笑顔でもう少し頑張ります。 高齢の母達は「しんどいけどおいしい」心の叫びです。私達親子だけが幸運でよかった。違います。そうはいかない厳しいがけっぶち家族を沢山見ているからです。私達はふつうに老いたいのです。 どうかこの真実を現状を窮状を「財源が無いのです。」のお答えではなく、県独自の予算を組んでください。暮らしの場は全て足りません。 ◎「暮らしの場を考える会」の活動等で、一昨年県内に入所施設が開所できたことをとても感謝しています。 | C | 取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。 | |
| 347 | 265 | | 政令市及びその他の市町村の別なく埼玉県内のすべての障害者のセーフティネットとして機能するようにしてください。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|--|
| 348 | 266 | 『(3)計画における障害者の定義 本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。』障害者総合支援法対象となり、改正障害者雇用促進法においても、合理的配慮の対象ともなる難病患者がいる中、労働では、雇用率制度の対象とされていない為、「障害者」でありながら、障害者求人を利用できないため、無理をして一般求人に応募をせざる得ない患者の存在。 社会の制度に守られた配慮、及びその就業機会を損失している障害者(難病患者)がいる現状は、既に社会的差別状態となっている状態が持続しております。 『(5)基本的視点 ア 個人の尊重、主体性の尊重障害者が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され…』基本的な視点として、現状が個人の尊厳や尊重されている状況であるか。 『力 SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現』この課題を置き去りにし、「誰一人置き去りにしない」はウォッシュに過ぎないと思われかねません。 「障害者雇用促進法」は障害者の職業の安定を図ることを目的としています(同法第1条)が、海外では、治癒ができない難病が発症した場合、診断名が付くと、雇用率の対象になる国、障害年金の受給により、雇用率の対象にもなる国、日本の障害者の定義の狭さ、低い雇用率事情ゆえに、社会保障の対象とされていない患者が、困っています。(生活の支障の程度が高い患者は、就労へのハードルも高まり、相関がみられます) 神奈川県難病患者就職サポーターを6年担当していました。一般雇用で就労できる患者が、就労者の中の約20%ほど、非正規雇用で就労している難病患者もいますが、生活の支障の程度が高い患者がおおり(就労移行支援事業所等を活用する対象相当の方、障害者総合支援法の対象疾患)ますが、現在の日本の一般雇用の社内制度や、有給休暇、制度の中では特に中小企業が多い日本の雇用では、無理をして就労(生きる)し、状態が悪化、就労継続が困難になるという悪循環がみられています。 対策: 障害者求人を手帳を取得していない難病患者にも、受給者症、及び病名の確認により利用の選択肢をひらく。事業者にも、障害者というカテゴリーでの支援であるその社会的意義・助成金等も周知し、雇用率制度の対象障害者しか使えない状況を改善する。(同じ障害者であるという基本に立ち返る)知的障害者同様に、自治体から雇用率での取りくみを始めることで、障害者への雇用の選択における差別的状況が改善できる。ソーシャル・ファーム等の取り組み。他。 | C | 県では、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、企業の雇用管理担当者や地域の就労支援機関の職員等を対象に実施しているセミナーにおいて説明し、周知を図っています。引き続き、難病患者の雇用に対する理解を深めるため、事業者や支援者に対する普及啓発に努めてまいります。 |
| 349 | 318 | 「障害」は、その使われている字から「害があつて差し障りがある」ということであり、それこそ人をそのように表現するのは差別ではないでしょうか。法令等がまだ米精されない現状は仕方がないとして、法令外の支援計画においては、せめて書を平仮名で「障がい」と表記することはできないでしょうか。県内の自治体では、害を平仮名表記にしているところもあるようです。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 |
| 350 | 325 | <感想> 第6期障害者計画(案)を読ませて頂きました。基本的な考え方や理念的なものは、納得のいくものでしたが、この計画を実現し、現実のものとするために、私たち障害者事業所で働くものは何をしたら良いのか、何が出来るのかが残念ながら伝わってきませんでした。 全体として事業者や職員に押しつけるだけの具体的な数字ではなく、県としてこれはやりますと言う具体的な数字が欲しいものです。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 |
| 351 | 329 | 1.医療的ケア児について、以下のことを実現してください。 (1)教室での保護者の付き添いが求められますが、その代理として訪問看護師にお願いする場合について、県として制度を設けて費用を補助してください。また、特別支援学校の校外行事においても、付き添いの代理となる者を依頼すると、これも医療保険の対象外となるため、100%保護者の負担となります。その費用についても、補助制度を設けてください。 (2)スクールバスへの乗車を認めてください。 | D | (1)負担軽減に向け、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携が必要と考えます。 (2)体調が安定して乗車中にケアが必要でない場合に、乗車しているケースがございます。 |
| 352 | 330 | 2. 福祉タクシー券について、利用者の実情に応じた使い方が選べるよう金券方式とし、初乗り運賃に相当する500円券、加算運賃に相当する100円券の2種類を支給し、それらを組み合わせ、一度に複数枚使えるようにしてください。そのために「埼玉県福祉タクシー運営協議会」に提案して実現を図ってください。 | C | 福祉タクシー運営協議会において関係機関と検討してまいります。 |
| 353 | 331 | 3. 精神障害者2級を重度障害者医療費助成制度の対象に加えてください。また、65歳以後に障害等級が重くなった者について、一律に対象外としないでください。 | E | 事業の実施主体が市町村であること、また、県補助金は補助率が原則2分の1であるため、市町村についても県と同額の費用がさらに必要となることから、どのような形で対象化が可能かなど、市町村等関係機関の意見や他都道府県の状況等も勘案しながら、検討を進めてまいります。 |
| 354 | 332 | 4. 障害者生活サポート事業について、成人の障害者にも軽減措置を設けてください。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 |
| 355 | 333 | 5. 市町村間の障害者福祉制度の格差を是正し、どこに住んでいても同様のサービスが受けられるよう、県として対策を講じてください。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 |
| 356 | 337 | 計画のいずれかのところ <意見> 高次脳機能障害者や若年性認知症の人への相談体制を整備していくことについて、計画に記してください。 <理由> 高次脳機能障害も若年性認知症も、どちらも器質性精神障害です。 北九州市障害者支援計画(平成30年度～平成34年度)では、「高次脳機能機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実」という施策が位置づけられています。 | B | 高次脳機能障害については、第5章Ⅱ1(1)、Ⅴ2(3)で言及しています。また、若年性認知症に関する専門相談窓口の設置を引き続き推進してまいります。 |

| | | | | | | |
|-----|-----|--|---|---|---------------------------------|--|
| 357 | 346 | | 障害者の入所施設を建設し、入所を希望する障害者や地域での生活に馴染まない障害者の居場所を確保してください。5080問題により行き場を失う障害者の増加や地域住民を不安に陥れる障害者の受け入れ先が必要になります。 | E | 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 | |
| 358 | 347 | | 従来の身体・知的発達・精神障害だけでなく「小児慢性疾患や基礎疾患のある児童」もまた障害の対象として明記していただきたい。 | D | 定義については、障害者基本法に基づき、標記させていただきます。 | |
| 359 | 348 | | 入院やcovid-19のような感染症予防のために学校を休む児童が、学習の機会だけでなく、友人との交流を支援するようなシステムを作ってください。 | E | ICTを活用した遠隔による支援について研究してまいります。 | |
| 360 | 349 | | 第6期障害者支援計画をみると、福祉教育(ヒューマンライブラリー)は何とか組み込んでもらったが、支援籍やグループホームなどまだ障害者を分け隔てようとしている施策が目立つ。かなり難しいかと思うが、障害のある人もない人もともに「学び、育ち、暮らし、そして働ける」社会へ向けてよろしく願いたい。 | E | 御意見として受け止めさせていただきます。 | |